

資料 2

静岡県消費者基本計画（案）

（消費者基本計画・消費者教育推進計画）

－持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現－

2022 年度～2025 年度

静岡県

目 次

第1章 基本計画の策定に当たって.....	1
1 計画の基本理念.....	1
2 計画の目指す姿.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	2
第2章 消費者を取り巻く状況.....	3
1 消費者行政の状況.....	3
(1) 国の動き.....	3
(2) 県の動き.....	4
(3) 市町の動き.....	5
2 第3次消費者行政推進基本計画と第2次消費者教育推進計画の成果と課題....	7
(1) 第3次消費者行政推進基本計画の成果と課題.....	7
(2) 第2次消費者教育推進計画の成果と課題.....	8
3 消費生活をめぐる現状と課題.....	10
(1) 消費生活相談に関する状況.....	10
(2) 事業者指導に関する状況.....	14
(3) 消費者を取り巻く環境の変化と課題.....	15
第3章 消費者施策の展開の方向.....	24
1 自ら学び自立し行動する消費者の育成.....	27
(1) 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成.....	28
(2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進...	30
(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成.....	33
2 消費者被害の防止と救済.....	34
(1) 消費者相談への対応と情報提供.....	34
(2) 消費者の特性に配慮した支援.....	36
(3) 苦情処理と紛争解決.....	39
3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化.....	40
(1) 食の安全、製品等の安全の確保.....	40
(2) 適正な取引の確保.....	42
(3) 適正な表示の確保.....	43

4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化.....	45
(1) 地域での消費者行政推進体制の確保.....	46
(2) 消費者教育・啓発における連携の強化.....	46
(3) 消費者相談・支援における連携の強化.....	48
(4) 事業者指導における連携の強化.....	49
 第4章 推進体制と進捗管理.....	51
1 推進体制.....	51
2 進捗管理.....	52
 参考資料.....	53
1 静岡県の消費者行政の沿革.....	54
2 関係法令.....	56
3 静岡県版消費者教育イメージマップ.....	77
4 静岡県消費者基本計画の施策とSDGsの関係.....	78

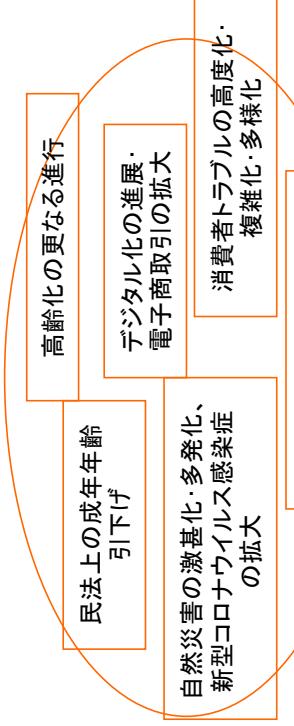
静岡県消費者基本計画(案)

～持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現～

1 計画策定の趣旨

- これまで、2010年度を始期とする第1次から第3次までの消費者行政推進基本計画を策定し、12年間にわたり、消費者行政施策を展開してきた。
- また、2014年度を始期とする第1次及び第2次の消費者教育推進計画を策定し、消費者教育を推進してきた。
- 消費者を取り巻く環境変化に柔軟に対応するためには、2022年度を始期とする静岡県消費者基本計画を策定する。
- 静岡県消費者基本計画では、第4次消費者行政推進基本計画と第3次消費者教育推進計画を一体化させ、消費生活に関する施策を総合的に推進する。

6 消費者を取り巻く状況



2 計画の基本理念

- 消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。

大柱1 自ら学び自立し行動する消費者の育成

- SDGs達成の手段として「人が幸せになるエシカル消費」を推進
 - 成年年齢引下げに対応し、高校生・大学生・専門学生・新社会人等を対象とした若者の消費者教育を重点的に実施
 - 地域では、シニア向けの消費者教育・啓発を実施
 - 消費者教育の担い手不足解消のため、担い手の確保と資質向上を図る研修を実施
 - 消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携
- 重点施策1 人が幸せになるエシカル消費の推進
- 重点施策2 成年年齢引下げに対応した若者の消費者教育の推進

大柱2 消費者被害の防止と救済

- 相談体制の維持・拡充のため、消費生活相談員を養成、確保高度化・複雰化する消費者トラブルに対応するため、専門家と連携した相談対応、相談員の資質向上を図る研修を実施
 - 認知機能の低下が見られる高齢者の見守りをきめ細やかに継続して行うため、市町の「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の設置を促進
 - 急速に進展するデジタル化に対応できない消費者への支援を強化
- 重点施策3 消費者被害の防止と救済

大柱3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

- 食の安全の確保のため、監視指導、検査等を徹底
 - 不当取引や不當表示を行った事業者に対する厳正な処分・指導を実施
 - 事業者の法令への理解促進のための啓発・注意喚起を実施
- 重点施策4 事業者への指導・啓発の強化

大柱4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

- SDGsの達成に向けた共創
 - 事業者 + 法的規制 + 自主的取組の支援
 - 行政 + 市町 + 消費者 + 取引・契約関係 + 持続可能な生産・消費
- 重点施策5 市町との連携体制の強化

3 計画の目標

- 消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指す。

4 計画の位置づけ

- 静岡県消費生活条例(平成11年静岡県条例第35号)第8条の2に基づく消費者施策に関する基本的な計画
- 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第1項に基づく消費者教育の推進に関する施策に関する計画
- 静岡県の新ビジョン(総合計画)を補完し、特定課題に対応する分野別計画

5 計画の期間

- 2022(令和4)年度から2025(令和7)年度まで

第1章 基本計画の策定に当たって

1 計画の基本理念

この計画は、県が、消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進するために策定するものです。

○消費者の権利（静岡県消費生活条例第2条）

- (1) 消費者の安全が確保される権利
- (2) 商品又は役務について、適正な表示等に基づいて選択をする権利
- (3) 商品又は役務の取引について、不当な行為から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- (4) 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- (5) 消費生活を営む上で必要な情報が速やかに提供される権利
- (6) 消費生活に関する意見が県民の消費生活の安定及び向上に関する施策及び事業者の活動に反映される権利
- (7) 消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会が提供される権利

2 計画の目指す姿

この計画では、目指す姿として、「持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活」を掲げています。

消費者は、安全が確保された商品・サービスを、正確で十分な情報に基づき選択し、適正な契約により購入することができ、万一消費者被害に遭ってしまった場合は速やかに救済されます。また、学校、地域等、多様な場で消費者教育を受ける機会が確保されています。

事業者の違法行為に対しては、厳正な処分等により、消費者被害の拡大・再発防止措置がなされます。

「持続可能な開発目標」（S D G s¹⁾ の達成のためには、消費生活に関わるすべての人が積極的に行動していく必要があることから、消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指します。

¹⁾2015年9月、国連総会において全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。2030年までに国際社会が達成すべき17のゴールと169のターゲットが設定されている。

3 計画の位置づけ

県は、消費生活条例²の改正を契機として、同条例第8条の2に基づき、2010年度より、4年を期間とする第1次から第3次までの「消費者行政推進基本計画」を策定し、消費者施策を推進してきました。

他方、消費者教育推進法³の策定を契機として、同法第10条第1項に基づき、2014年度より、4年を期間とする第1次及び第2次の「消費者教育推進計画」を策定し、自ら学び自立し、行動する消費者の育成に取り組んできました。

この計画では、第4次消費者行政推進基本計画と、第3次消費者教育推進計画を、「静岡県消費者基本計画」として一体的に策定することにより、県の消費生活に関する施策を総合的に推進します。

また、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」(基本構想の計画期間：2018年度から概ね10年間を想定)」を補完し、特定課題に対応する分野別計画として、静岡県の新ビジョン(総合計画)をはじめとする県のその他の関連計画とも整合をとりながら、施策を推進します。

4 計画の期間

計画の期間は2022年度から2025年度までの4年間とします。

ただし、計画の期間中であっても、社会情勢の急激な変化や関係法令、国的基本方針の変更等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

²静岡県消費生活条例¹（平成11年静岡県条例第35号）56ページを参照

³消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）69ページを参照

第2章 消費者を取り巻く状況

1 消費者行政の状況

(1) 国の動き

消費者庁では、消費者基本法⁴に基づき、2020年3月に閣議決定された「第4期消費者基本計画」のもと、様々な施策を実施しています。

どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を維持・拡充することを目指し、「地方消費者行政強化作戦2020」を定め、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援しています。

- 2022年4月の改正民法⁵施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを受け、関係省庁が連携し、2018年度から「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、実践的な消費者教育を推進しました。成年年齢引下げ前の最終年度となる2021年度は、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを実施しました。
- 2015年9月、国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されたことを受け、12番目の目標「つくる責任、つかう責任」等の視点から、食品ロス削減やエシカル消費に関する取組を推進しました。2019年には、食品ロス削減推進法⁶を施行しました。
- 1980年代から、悪質な販売預託商法による消費者被害が繰り返し発生し、社会問題となっていました。2020年以降、マスク等の送りつけ商法など、新型コロナウイルス感染症に便乗したトラブルが増加しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で消費行動が変化し、インターネット通販が拡大したことにより、定期購入に関するトラブルが増加しました。2021年6月、悪質商法に対する対策強化、社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法⁷・預託法⁸等の改正を行いました。
- 2020年、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が推奨され、デジタル化が急速に進展しました。消費者の普段の情報収集・コミュニケーション手段もデジタル化していることから、消費生活相談業務のデジタル化及びPIO-NET⁹の抜本的な刷新について検討を開始しました。

⁴消費者基本法（昭和43年法律第78号）

⁵民法（明治29年法律第89号）

⁶食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

⁷特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

⁸特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律62号）

⁹「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称。各地の消費生活センター及び国民生活センターが受け付けた相談情報を蓄積したデータベース。

図表1 消費者行政に関する法律等の変遷

年月	内容
2015年9月	「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択
2016年4月	改正消費者安全法 ¹⁰ の施行 ・消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談体制の強化、消費生活相談員の職及び資格試験制度の法定化
	改正景品表示法 ¹¹ の施行 ・課徴金制度の導入
2016年10月	消費者裁判手続特例法 ¹² の施行 ・集団的消費者被害回復制度の創設
2017年6月	改正消費者契約法 ¹³ の施行 ・過量契約に係る取消権創設等
2017年12月	改正特定商取引法の施行 ・次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への業務禁止命令の創設等
2018年6月	民法の改正 ・成年年齢が20歳から18歳に引下げ
2019年6月	改正消費者契約法の施行 ・取り消しうる不当勧誘行為の追加等
2019年10月	食品ロス削減推進法の施行
2021年6月	改正食品表示法 ¹⁴ の施行 ・食品リコール情報の届出義務化
	特定商取引法の改正 ・定期購入の明示義務化等
	預託法の改正 ・販売預託商法の原則禁止
2022年4月	改正民法の施行 ・成年年齢が20歳から18歳に引下げ

(2) 県の動き

2018年4月より、第3次消費者行政推進基本計画及び第2次消費者教育推進計画に基づき、国の交付金等を財源として、消費者教育、消費者相談、事業者指導等の施策を総合的に推進し、消費者被害の防止と救済に取り組ん

¹⁰消費者安全法（平成21年法律第50号）

¹¹不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

¹²消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）

¹³消費者契約法（平成12年法律第61号）

¹⁴食品表示法（平成25年法律第70号）

でいます。

また、国の交付金を財源として、市町に補助金を交付し、市町の相談体制の整備や消費者行政推進を支援しています。

- 消費者トラブルの未然防止を図るため、2017年度に養成した消費者教育講師等を派遣し、学校、地域等において「消費者教育出前講座」を開催しました。
- 成年年齢引下げに対応し、若者向けの消費者教育の充実を図るため、2018年度に若者向け消費者被害防止ウェブサイトを開設するとともに、2020年度に「高校生消費者教育出前講座」を開講しました。
- 持続可能な社会の実現に向け、2019年度に啓発サイトを開設、消費者庁と共にエシカル・ラボを開催するなど、エシカル消費の普及啓発を行いました。
- 2019年12月に静岡県消費者安全確保県域協議会を設置し、高齢者の見守りなど消費者の安全確保のための取組に関する協議、情報交換を行いました。
- 警察や市町と連携し、消費者被害が疑われる情報を迅速に共有し、事業者に対して行政処分や指導を実施しました。食品関連事業者に対する表示適正化調査や、不当表示監視事業を実施し、不当表示については指導を行いました。

(3) 市町の動き

県の補助金等を活用して相談体制の整備を進め、全35市町が消費生活相談窓口を設置し、専任の相談員を配置しています。

住民に身近な相談窓口として、相談対応に取り組んだほか、若者や高齢者等に対する消費者教育講座や啓発を実施し、消費者被害の防止に取り組んでいます。

- 2018年4月以降、伊豆市、伊豆の国市、伊東市が消費生活センターを設置し、2009年度末に18市4町であった県内の消費生活センター設置市町は、22市8町となりました。吉田町・川根本町においても消費生活相談員を相談窓口に配置しました。(図表2)
- 島田市と小山町が消費者教育推進計画を策定し、計画を策定した市町は8市1町となりました。また、御殿場市、小山町、三島市が、消費者教育推進地域協議会を設置し、協議会の設置市町は6市1町となりました。(図表3)
- 地域のネットワークによる消費者被害防止のための見守り体制の構築を図るため、消費者安全法上の「消費者安全確保地域協議会」を富士市と東伊豆町が設置しました。(図表4)

図表2 県内市町における消費生活相談体制

区分	第2次基本計画終了時 (2018年3月)	第3次基本計画期間現在 (2021年11月)
消費生活センター設置 ※消費生活相談員が週4日以上相談業務を実施	19市8町 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、下田市、小山町、清水町、函南町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	22市8町 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、下田市、小山町、清水町、函南町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、 伊豆市、伊豆の国市、伊東市
消費生活相談員を相談窓口に配置	4市2町 熱海市、長泉町、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、森町	1市4町 熱海市、長泉町、森町、 吉田町、川根本町
職員が対応	2町 吉田町、川根本町	なし

※太字は、2018年度以降に消費生活センターを設置又は消費生活相談員を配置した市町
※下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の賀茂地域1市5町は、2016年
年に賀茂広域消費生活センターを県と共同で設置

図表3 県内市町における消費者教育推進計画策定状況

区分	第1次教育推進計画終了時 (2018年3月)	第2次教育推進計画期間現在 (2021年11月)
消費者教育推進計画策定	7市 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市	8市1町 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、 島田市、小山町
消費者教育推進地域協議会設置	4市 静岡市、浜松市、沼津市、富士市	6市1町 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、 御殿場市、小山町、三島市

※太字は、2018年度以降に消費者教育推進計画を策定した市町

図表4 県内市町における消費者安全確保地域協議会設置状況

区分	第2次基本計画終了時 (2018年3月)	第3次基本計画期間現在 (2021年11月)
消費者安全確保地域協議会設置	なし	1市、1町 富士市、東伊豆町

2 第3次消費者行政推進基本計画と第2次消費者教育推進計画の成果と課題

(1) 第3次消費者行政推進基本計画の成果と課題

「1 自ら学び自立し行動する消費者の育成」「2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保」「3 消費者被害の防止と救済」の3つの柱に基づき、消費者教育、事業者指導、相談対応と被害救済等の施策を実施してきました。6つの指標の評価については、図表5のとおりです。

これまでの取組により、市町の相談体制の整備が進んできましたが、相談内容は高度化、複雑化しており、市町のみでは対応困難な事案が増加していることから、県は、指定消費生活相談員¹⁵の設置、相談員の養成及び確保、研修の充実など、市町への支援を強化する必要があります。

また、高齢化の更なる進行により、自らを守ることができない高齢者の被害増加が見込まれるため、県は、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築を支援する必要があります。

一方で、悪質事業者の手口は多様化、複雑化しており、消費者トラブルや消費者被害が後を絶たないことから、今後も引き続き、早期の事業者指導を実施します。不当表示のうち、事業者の法令への理解不足が認められる事例が見られることから、事業者への啓発、注意喚起をより一層強化する必要があります。

図表5 第3次消費者行政推進基本計画の代表指標の状況

柱		指標名	(年度) 基準値	2021 目標値	(年度) 現状値	評価 区分
1	成果	消費者市民社会の考え方を意識した行動をとっている県民の割合	(2016) 52.1%	59.2%	(2020) 56.6%	B
	活動	消費者教育出前講座実施回数（維持目標）	(2016) 105回	毎年度 120回	(2020) 137回	○
2	成果	食の安全に対する県民の信頼度	(2016) 67.9%	80%以上	(2020) 74.0%	C
	活動	表示適正化調査件数（維持目標）	(2016) 269件	毎年度 270件	(2020) 204件	●
3	成果	消費生活相談における被害額	(2016) 474千円/人	380千円/ 人以下	(2020) 378千円/人	目標値 以上
	活動	消費生活相談員のスキルアップ研修開催回数（維持目標）	(2016) 13回	毎年度 15回	(2020) 12回	●

※評価の方法は静岡県の新ビジョン(総合計画)と同様です。詳細は9ページを参照。

※被害額とは、相談時に聞き取った、相談案件に対して消費者が支払った額の平均額。

¹⁵市町の行う消費生活相談及びあっせんの事務の実施に関し、助言等の援助を行うことを職務とする知事が指定した相談員。相談員試験に合格し、5年以上の実務経験が必要。

(2) 第2次消費者教育推進計画の成果と課題

「1 消費者市民社会¹⁶の理念の普及」「2 消費者教育の担い手となる人材育成」「3 トラブルの未然防止と消費者の自立支援」「4 地域における消費者教育の推進」の4つの柱に基づき、「自ら学び自立し、行動する消費者の育成」に取り組みました。9つの指標の評価については、図表6のとおりです。

2022年4月の成年年齢引下げに伴い、若者の消費者トラブルの増加が懸念されるため、「高校生消費者教育出前講座」を引き続き実施し、高校生だけでなく、その保護者、大学生、専門学校生、新社会人への消費者教育も強化していく必要があります。

市町が実施する小中学校や地域での消費者教育・啓発は、財源や人員の不足により実施困難な場合が見受けられます。県が出前講座を実施し、市町は新たな教育の場の開拓や、住民への広報に注力する等、県と市町の効果的・効率的な連携体制を構築するほか、消費者教育出前講座の講師となる人材の養成や研修の充実を図る必要があります。

図表6 第2次消費者教育推進計画の代表指標の状況

柱		指標名	(年度) 基準値	2021 目標値	(年度) 現状値	評価 区分
1	成果	消費者市民社会の考え方を意識して商品・サービスを選択する県民の割合	(2016) 52.1%	59.2%	(2020) 56.6%	B
	成果	消費者教育ポータルサイトのアクセス数(維持目標)	(2016) 16,154人	毎年度 20,000人	(2020) 22,158人	目標値 以上
	活動	消費者教育講師人材バンクに登録している講師を派遣した回数	—	80回	(2020) 55回	○
2	活動	教員向け消費者教育講座の受講者数	(2014~17) 142人	(2018~21) 142人	(2018~20) 110人	○
	活動	消費者教育講師フォローアップ研修の受講者数	—	(2018~21) 600人	(2018~20) 314人	●
3	成果	消費生活相談における被害額	(2016) 474千円/人	380千円/ 人以下	(2020) 378千円/人	目標値 以上
	活動	小中学校ネット安全・安心講座の開催学校数	(2016) 202校	250校	(2020) 304校	◎
4	成果	消費者教育推進計画の策定市町数	(2016) 5市町	11市町	(2020) 9市町	B
	成果	消費者教育推進地域協議会の設置市町数	(2016) 3市町	11市町	(2020) 5市町	C

※評価の方法は静岡県の新ビジョン(総合計画)と同様です。詳細は9ページを参照。

※被害額とは、相談時に聞き取った、相談案件に対して消費者が支払った額の平均額。

¹⁶消費者市民社会については、27ページ参照。

○成果指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上100%未満のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

○活動指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満のもの

<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上のもの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上115%未満のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの

「成果指標」 …施策・取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

「活動指標」 …施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

「基準値」 …計画策定時(2016年度)の現状値

「目標値」 …計画最終年度(2021年度)に達成すべき目標値

「現状値」 …2020年度の実績値

「期待値」 …計画最終年度(2021年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値

3 消費生活をめぐる現状と課題

(1) 消費生活相談に関する状況

① 概要

静岡県内の消費生活相談の受付件数は、2万6千件から3万件程度の間で推移しています。

住民に身近な市町の消費生活相談体制の整備が進んだことにより、県全体の相談件数の約8割が市町で受付されています。

平均既支払額¹⁷は、2019年度に直近4年間で最低となるなど、減少傾向となっています。

図表7 消費生活相談件数と平均既支払額の推移 (単位：件、千円)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年度比
県の消費生活相談件数	6,388	5,937	5,739	5,834	101.7%
既支払額回答件数(A)	2,528	2,809	2,807	2,790	—
既支払額合計金額(B)	3,060,166	2,199,505	1,007,150	1,054,086	104.7%
平均既支払額(B/A)	1,211	783	359	378	105.3%
市町の消費生活相談件数	22,747	22,239	20,131	20,645	102.6%
既支払額回答件数(A)	7,947	9,149	8,625	8,849	—
既支払額合計金額(B)	4,152,061	3,597,679	2,601,055	2,769,791	106.5%
平均既支払額(B/A)	522	393	302	313	103.6%
県・市町の消費生活相談件数	29,135	28,176	25,870	26,479	102.4%
既支払額回答件数(A)	10,475	11,958	11,432	11,639	—
既支払額合計金額(B)	7,212,227	5,797,184	3,608,205	3,823,877	106.0%
平均既支払額(B/A)	689	485	316	329	104.1%

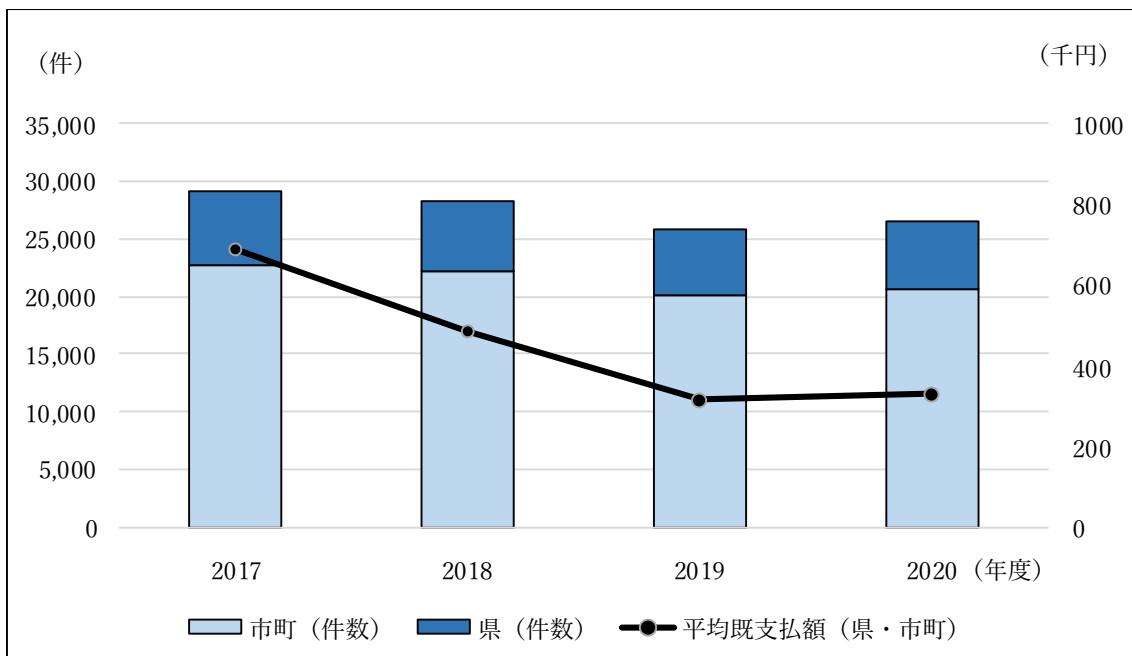
※PIO-NET¹⁸データから集計したものである。以下同じ。

※2017年度はPIO-NET対応端末の設置のない市町の相談件数(46件)を加えたもの。

¹⁷支払額が0円（クレジットカードで購入・契約した商品・役務の代金がまだ引き落とされていない場合等）の相談を含み、支払額が不明な相談を除いたすべての相談の平均。

¹⁸「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称。各地の消費生活センター及び国民生活センターが受け付けた相談情報を蓄積したデータベース。

図表7－2 消費生活相談件数と平均既支払額の推移



② 年齢層別

70歳以上の相談件数が約3割を占めています。30歳未満の若年層の相談件数は、2018年度以降、増加傾向となっています。

図表8 年齢層別相談件数の推移 (単位：件)

区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
20歳未満	434	1.7%	402	1.7%	601	2.7%	660	2.9%
20歳代	1,691	6.6%	1,541	6.4%	1,675	7.6%	1,921	8.5%
30歳代	2,288	9.0%	1,986	8.2%	2,113	9.6%	2,325	10.3%
40歳代	3,625	14.2%	3,258	13.4%	3,191	14.5%	3,399	15.1%
50歳代	4,958	19.4%	4,081	16.8%	3,532	16.0%	3,664	16.2%
60歳代	6,137	24.0%	5,555	22.9%	4,173	19.0%	3,920	17.4%
70歳以上	6,399	25.1%	7,424	30.6%	6,724	30.6%	6,667	29.6%
合計	25,532	100.0%	24,247	100.0%	22,009	100.0%	22,556	100.0%

※合計値は年齢不明を除いたものとする。

③ 販売購入形態別

近年、通信販売が最も多くなっており、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり消費」が増加するなど、消費行動が変化したことにより、店舗購入の約2倍となりました。

図表9 販売購入形態別相談件数の推移 (単位：件)

区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		前年度比	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
店舗購入	5,330	27.3%	5,093	28.7%	5,143	29.8%	4,946	26.6%	96.2%	
特殊販売	訪問販売	2,458	12.6%	2,361	13.3%	2,353	13.7%	2,381	12.8%	101.2%
	通信販売	8,842	45.4%	7,654	43.2%	7,437	43.2%	9,139	49.2%	122.9%
	マルチ・マルチまがい	418	2.1%	309	1.7%	394	2.3%	290	1.6%	73.6%
	電話勧誘販売	1,978	10.1%	1,924	10.9%	1,566	9.1%	1,330	7.2%	84.9%
	ネガティブ・オプション	73	0.4%	57	0.3%	68	0.4%	108	0.6%	158.8%
	訪問購入	272	1.4%	195	1.1%	146	0.8%	238	1.3%	163.0%
	その他無店舗	127	0.7%	146	0.8%	129	0.7%	140	0.7%	108.5%
合計		19,498	100.0%	17,739	100.0%	17,236	100.0%	18,572	100.0%	107.8%

※合計値は販売購入形態が不明・無関係（贈答品などで、購入者がどのような販売購入形態で入手したか不明なもの、販売・購入とは無関係な相談）を除いたものとする。

*1 「訪問販売」

事業者が消費者の自宅を訪問して、商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引。

*2 「マルチ・マルチまがい」

マルチ商法・マルチまがい商法を指す。

マルチ商法とは商品やサービスを販売しながら会員を勧誘すると紹介料が得られるとして、消費者を販売員にして、会員を増やしながら商品を販売していく商法。特定商取引法で連鎖販売取引として規制されている。

マルチまがい商法とは実質はマルチ商法と同じでありながら、法律の定義に該当しないように装って規制を逃れているもの。

*3 「ネガティブ・オプション」

送り付け商法。注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法。

*4 「訪問購入」

事業者が消費者の自宅等を訪問して、消費者の物品の購入を行う取引。

④ 商品・サービス別

「光ファイバー」「他のデジタルコンテンツ」等、インターネット関連の相談が上位となっています。また、定期購入を含む「他の健康食品」が増加傾向にあるほか、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、マスクを含む「保健衛生品その他」が上位となりました。

図表10 商品・サービス別の上位相談件数の推移

(単位：件)

順位	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	商品名	件数	商品名	件数	商品名	件数	商品名	件数
1	商品一般	6,311	商品一般	6,899	商品一般	3,877	商品一般	2,892
2	デジタル コンテンツ	2,523	光ファイバー	1,024	光ファイバー	989	他の健康食品	1,172
3	光ファイバー	1,019	デジタル コンテンツ	900	他の健康食品	806	光ファイバー	798
4	フリーローン・ サラ金	922	フリーローン・ サラ金	869	フリーローン・ サラ金	732	他のデジタル コンテンツ	764
5	他のデジタル コンテンツ	680	他のデジタル コンテンツ	719	他のデジタル コンテンツ	620	フリーローン・ サラ金	728
6	相談その他	662	相談その他	610	相談その他	602	賃貸アパート	604
7	アダルト情報 サイト	652	賃貸アパート	590	賃貸アパート	568	保健衛生品 その他	561
8	賃貸アパート	525	電気	522	電気	474	相談その他	550
9	他の健康食品	518	他の健康食品	485	携帯電話 サービス	425	役務その他 サービス	472
10	テレビ放送 サービス	403	アダルト情報 サイト	483	修理サービス	398	修理サービス	468

※2017年度はPIO-NET 対応端末の設置のない市町を除く。

*1 「商品一般」

商品・役務が特定できないもの。ハガキによる架空請求はここに含まれる。

*2 「保健衛生品その他」

保健衛生品のうち、医薬品や医療用具、化粧品、理美容器具・用具を除き、特定の保健衛生品に該当しないもの。マスクの送りつけなどがここに含まれる。

*3 「他の健康商品」

ブランド品や商品名は分かるが、特定の成分区分に該当しない健康食品。ダイエットや筋肉増強などのサプリメントに関する相談はここに含まれる。

*4 「デジタルコンテンツ」

インターネットを通じて得られる情報で内容が特定できないサイト等。メールによる架空請求はここに含まれる。

*5 「他のデジタルコンテンツ」

内容は特定できるが、「アダルト情報サイト」や「出会い系サイト」などの特定のサイトには該当しないもの。情報商材（副業等で高収入を得るためにノウハウなどと称して販売されている情報）はここに含まれる。

(2) 事業者指導に関する状況

悪質商法による被害の拡大を防止するため、不当取引事業者に対して特定商取引法による処分や指導を行っています。

また、実際の商品・サービスよりも良く見せかける表示等により、消費者が誤認させられることがあります。このような、虚偽・誇大な表示による不当な顧客の誘引を防止するため、景品表示法による処分や指導を行っています。

図表 11 特定商取引法等に係る指導等実績

(単位：件)

年度	事業者数	特定商取引法に係る処分・指導件数						割賦販売法 ¹⁹ に係る改善命令・指導件数		県消費生活条例に係る勧告・指導件数	
		業務停止命令		指示処分		業務禁止命令		指導	改善命令	指導	勧告
		全国	全国	全国	全国	全国	全国				
2017	19	0	24	0	13	0	0	19	0	0	0
2018	19	1	26	1	27	2	19	16	0	0	1
2019	13	1	27	1	27	2	33	12	0	0	1
2020	31	0	14	1	18	0	20	28	0	0	1
											30

※県消費生活条例に基づく勧告は特定商取引法に基づく処分と同時に実施。

※県消費生活条例による指導のうち、2018 年度 2 件、2020 年度 2 件は条例による指導のみ実施。その他は特定商取引法による指導と同時に実施。

図表 12 景品表示法に係る指導等実績

(単位：件)

年度	処分・指導件数計	内訳		
		措置命令		指導
		全国		
2017	97	2	8	95
2018	81	1	9	80
2019	64	0	15	64
2020	68	0	8	68

¹⁹割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）

(3) 消費者を取り巻く環境の変化と課題

① 民法上の成年年齢引下げ

民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げる2022年4月以降、未成年者取消権は、18歳未満の者でないと認められません。悪質事業者は未成年者取消権を行使できなくなる年齢層をターゲットとしており、18～19歳の若者の消費者トラブルの増加が懸念されています。

30歳未満の相談件数は、全体に占める割合は高くありませんが、増加傾向にあります。契約の知識が不足し、社会経験も少ない若者は、気軽に契約したり、契約だという意識なく契約したりしてしまう危険があります。また、インターネット上で出会った人を簡単に信用し、SNS等で勧誘を受け、マルチまがい商法の被害者となるだけでなく、加害者となってしまう事例も見られます。

今後も引き続き、高校生を中心に、大学生、新社会人など若者への消費者教育を重点的に実施する必要があります。

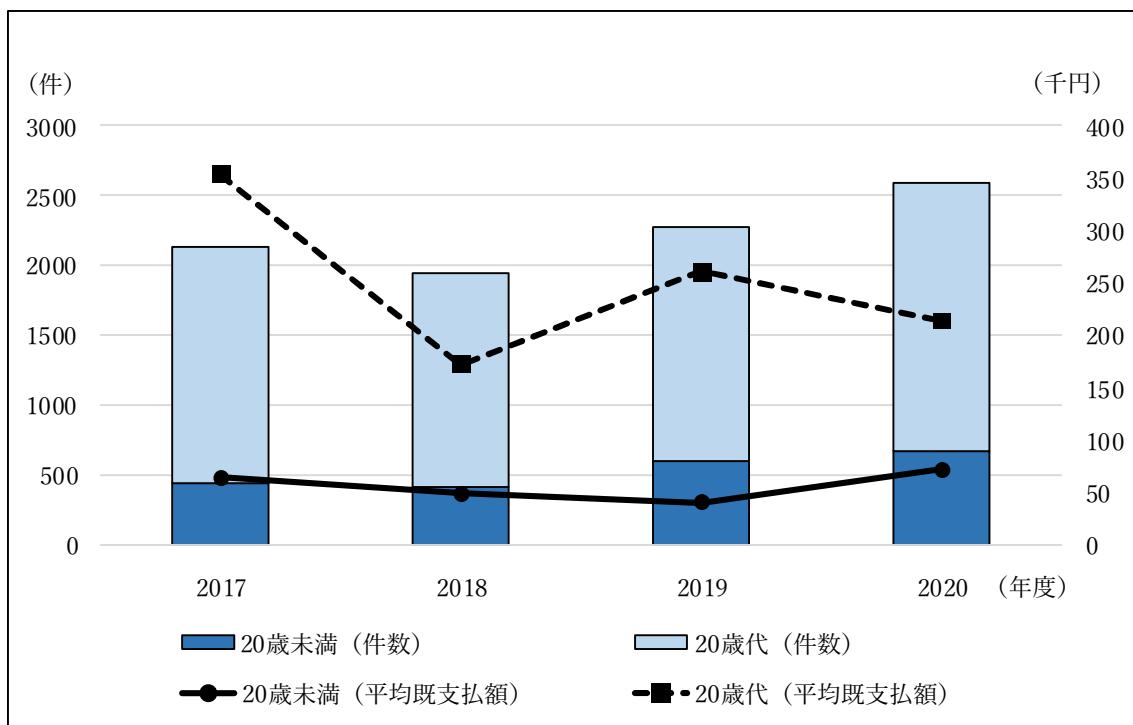
図表13 30歳未満の相談件数と平均既支払額の推移 (単位：件、千円)

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
20歳未満	相談件数	434 (1.5%)	402 (1.4%)	601 (2.3%)	660 (2.5%)
	平均既支払額	64	49	40	71
18～19歳	相談件数	202 (0.7%)	169 (0.6%)	240 (0.9%)	265 (1.0%)
	平均既支払額	62	66	64	127
20歳代	相談件数	1,691 (5.8%)	1,541 (5.5%)	1,675 (6.5%)	1,921 (7.3%)
	平均既支払額	353	172	260	213
20～22歳	相談件数	496 (1.7%)	512 (1.8%)	560 (2.2%)	613 (2.3%)
	平均既支払額	317	184	207	171
合計 (30歳未満)	相談件数	2,125 (7.3%)	1,943 (6.9%)	2,277 (8.8%)	2,581 (9.7%)
	平均既支払額	293	145	194	173
(参考) 全体	相談件数	29,089	28,176	25,870	26,479
	平均既支払額	689	485	316	329

※カッコ内は全相談のうち、各年齢の相談件数の占める割合。年齢不明を含めて算出したため、11ページの表とは一致しない。

※2017年度はPIO-NET対応端末の設置のない市町を除く。

図表13-2 30歳未満の相談件数と平均既支払額の推移



図表14 30歳未満の商品・サービス別上位相談件数（2020年度） (単位：件)

区分	1位	2位	3位	4位	5位
20歳未満	他の健康食品 95	オンラインゲーム 93	脱毛剤 45	他のデジタルコンテンツ 37	健康食品 27
18～19歳	他のデジタルコンテンツ 21	他の健康食品 19	出会い系サイト 15	脱毛剤 13	商品一般 10
20歳代	商品一般 130	他のデジタルコンテンツ 122	他の健康食品 101	フリーローン・サラ金 84	賃貸アパート 81
20～22歳	他のデジタルコンテンツ 53	商品一般 45	他の健康食品 36	出会い系サイト 26	脱毛エステ 25
合計 (30歳未満)	他の健康食品 196	他のデジタルコンテンツ 159	商品一般 156	オンラインゲーム 108	出会い系サイト 97
(参考) 全体	商品一般 2,892	他の健康食品 1,172	光ファイバー 798	他のデジタルコンテンツ 764	フリーローン・サラ金 728

(参考) 静岡県の15-29歳の人口の割合

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
人口割合	13.2%	13.2%	13.2%	集計中

※出典：静岡県統計調査課「静岡県年齢別人口推計」

② 高齢化の更なる進行

本県の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、2021年4月現在、29.9%となっており、2011年に比べ6.6%増加しています。直近4年間の本県の高齢者の相談件数の割合は、高齢化率を上回っており、前期高齢者の相談件数が多くなっています。平均既支払額については、全年齢に比べて高額となっており、後期高齢者の被害が深刻となっています。

販売購入形態別では、前期高齢者では、通信販売に関する相談が多くなっていますが、全年齢と同様の傾向となっていますが、後期高齢者では、訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入に関する相談が多くなっています。

後期高齢者は、加齢に伴う判断力低下により、契約や消費者被害に関する情報が不足しやすいこと、昼間一人で過ごしていることが多いことから、被害に遭いやすくなっています。単身の高齢者や高齢者のみの世帯では、次第に社会から孤立しがちになることも一因と考えられます。

また、被害に気づいても周囲に相談しない場合も多く、一度被害に遭うと、支払額も高額となり、契約した経緯の証明等が難しく、損害を取り戻すことが困難であるといわれています。

高齢者の被害を防止するためには、高齢者一人ひとりの特性に配慮する必要があります。他の年代と同様、本人への消費者教育・啓発が有効ですが、一方で、認知機能の低下が見られる高齢者に対しては、周囲が見守り、早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につなぐことが大切です。そのため、高齢者の家族や介護事業者など周囲の「見守り者」への情報提供・注意喚起や、地域での見守り体制構築が必要となっています。

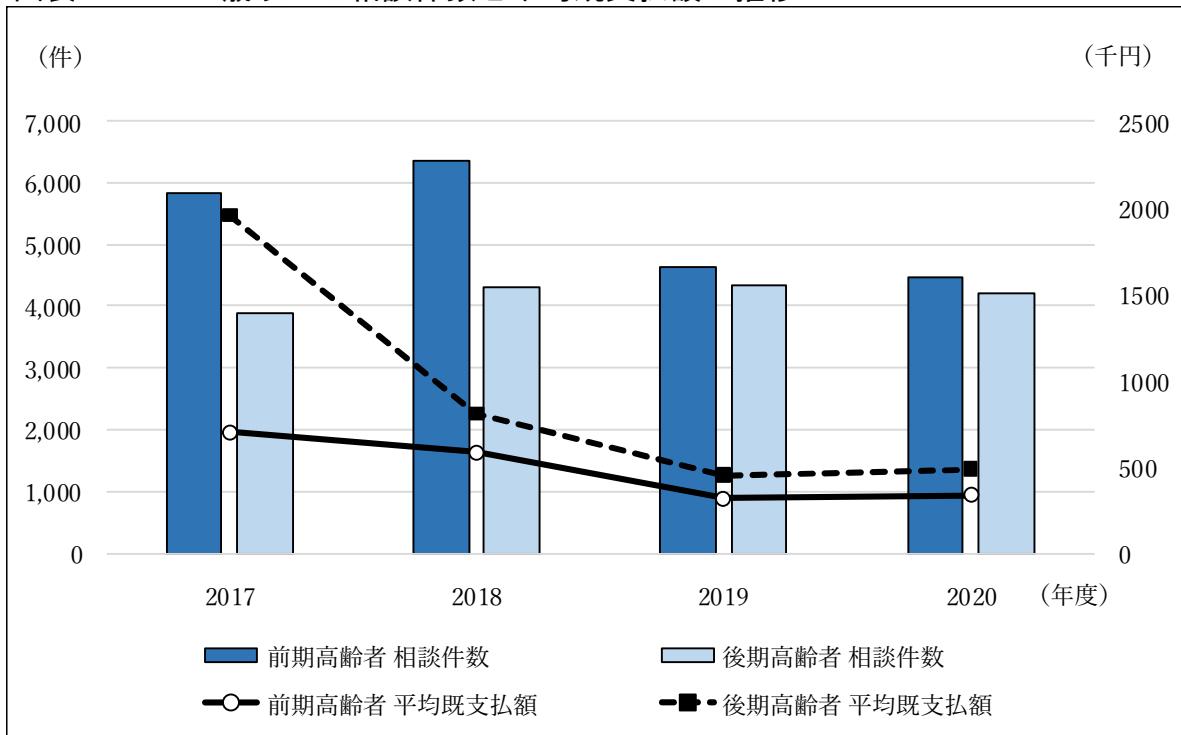
図表 15 65歳以上の相談件数と平均既支払額の推移 (単位:件、千円)

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
前期高齢者 (65~74歳)	相談件数	5,824 (20.0%)	6,340 (22.5%)	4,633 (17.9%)	4,456 (16.8%)
	平均既支払額	701	583	321	336
後期高齢者 (75歳以上)	相談件数	3,873 (13.3%)	4,322 (15.3%)	4,340 (16.8%)	4,219 (15.9%)
	平均既支払額	1,958	806	452	485
合計 (65歳以上)	相談件数	9,697 (33.3%)	10,662 (37.8%)	8,973 (34.7%)	8,675 (32.8%)
	平均既支払額	1,305	677	385	408
(参考) 全体	相談件数	29,089	28,176	25,870	26,479
	平均既支払額	689	485	316	329

※カッコ内は全相談のうち、各年齢の相談件数の占める割合。年齢不明を含めて算出した。

※2017年度はPIO-NET対応端末の設置のない市町を除く。

図表15-2 65歳以上の相談件数と平均既支払額の推移



図表16 65歳以上の販売購入形態別相談件数 (2020年度) (単位: 件)

	店舗 購入	訪問 販売	通信 販売	マルチ (まがい)	電話勧誘 販売	袖テイク・ オプション	訪問 購入	その他 無店舗	合計
前期 高齢者 (65~74歳)	770 (15.6%)	456 (19.2%)	1,283 (14.0%)	33 (11.4%)	264 (19.8%)	17 (15.7%)	58 (24.4%)	26 (18.6%)	2,907 (15.7%)
後期 高齢者 (75歳以上)	720 (14.6%)	767 (32.2%)	781 (8.5%)	39 (13.4%)	339 (25.5%)	17 (15.7%)	89 (37.4%)	19 (13.6%)	2,771 (14.9%)
合計 (65歳以上)	1,490 (30.1%)	1,223 (51.4%)	2,064 (22.6%)	72 (24.8%)	603 (45.3%)	34 (31.5%)	147 (61.8%)	45 (32.1%)	5,678 (30.6%)
(参考) 全体	4,946	2,381	9,139	290	1,330	108	238	140	18,572

※カッコ内は販売形態ごとの、各年齢の相談件数の占める割合。

※2017年度はPIO-NET対応端末の設置のない市町を除く。

図表17 65歳以上の商品・サービス別相談件数（2020年度）

(単位：件)

	1位	2位	3位	4位	5位
前期高齢者 (65～74歳)	商品一般 727	光ファイバー 161	他の健康食品 132	他のデジタルコンテンツ 128	役務その他サービス 113
後期高齢者 (75歳以上)	商品一般 490	光ファイバー 181	修理サービス 135	他の健康食品 114	相談その他 113
合計 (65歳以上)	商品一般 1,217	光ファイバー 342	他の健康食品 246	修理サービス 238	役務その他サービス 197
(参考) 全体	商品一般 2,892	他の健康食品 1,172	光ファイバー 798	他のデジタルコンテンツ 764	フリーローン・サラ金 728

(参考) 静岡県の高齢化率（4月1日現在）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
前期高齢者 (65～74歳)	14.3%	14.4%	14.3%	14.3%	14.5%
後期高齢者 (75歳以上)	13.9%	14.3%	14.8%	15.2%	15.4%
高齢化率 (65歳以上)	28.2%	28.7%	29.1%	29.5%	29.9%

※発表：静岡県健康福祉部長寿政策課

③ デジタル化の進展、電子商取引の拡大

近年、スマートフォンやタブレット型端末が急速に普及し、誰もが手軽にオンラインで商品やサービスを購入することができるようになりました。2020年のインターネット等を利用した電子商取引の市場規模は、約19.3兆円と推計されており、2003年の約6倍と、急速に拡大しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり消費」が増加するなど、消費行動が変化したことに伴い、インターネット通販などの在宅取引が拡大しています。

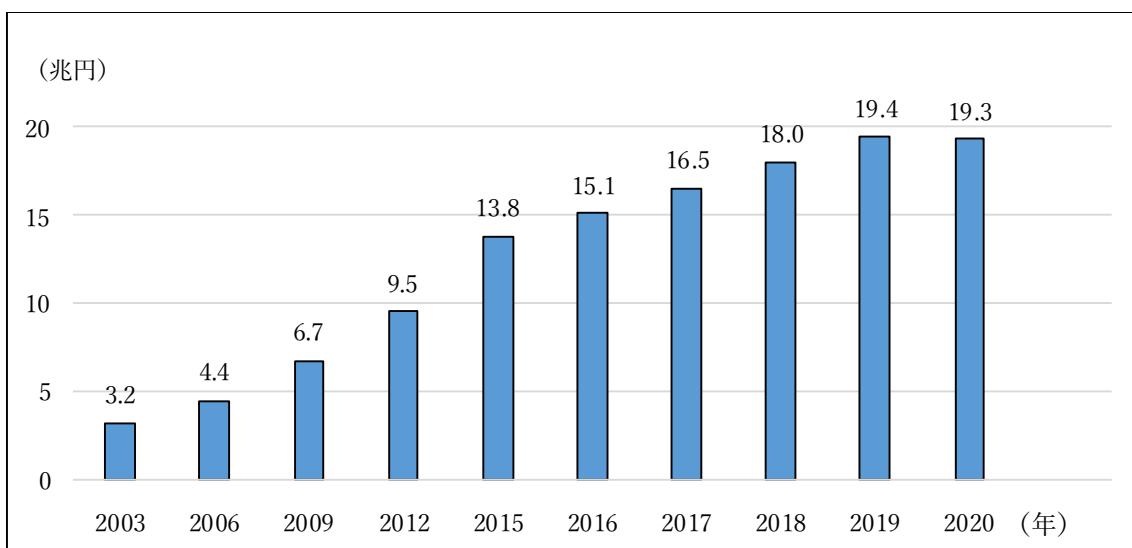
2020年にインターネットを利用して商品・サービスを購入した世帯の割合は48.8%と前年に比べ6%増加しました。項目別では、旅行・チケット関係を除くすべての項目で増加となり、年齢層別では、高齢者の増加が顕著となるなど、新たな分野、新たな消費者に利用が拡大しました。

電子商取引は非対面の取引であることから、商品・サービスが期待したものと異なっていたり、意図せず高額な商品・サービスを購入したりしてしまう等の危険性も高い上、そもそも商品・サービスが提供されないとといったトラブルがみられます。また、若者等をターゲットに、SNSやインターネット広告などのデジタル技術を悪用して勧誘する事案が増加しています。今後は、主に高齢者等のデジタル化に十分対応できない消費者をターゲットとする悪質商法の増加が懸念されています。

今後もデジタル化の進展が続くことが予想されるため、すべての年代において、デジタル化にまつわる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、対応が必要となっています。

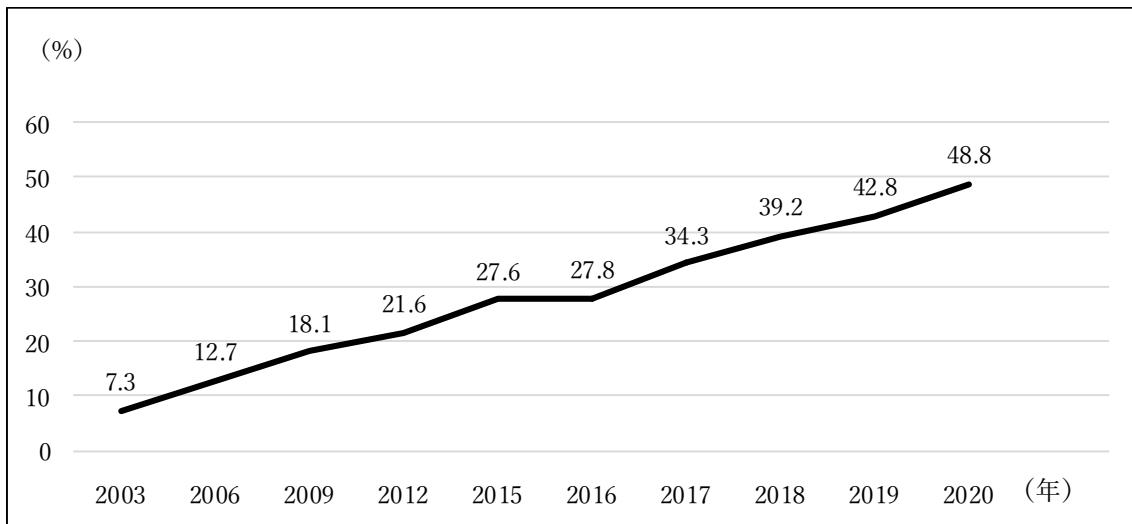
また、国は、デジタル技術を最大限活用して、人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会(Society5.0²⁰)の実現を目指しています。デジタル化は、人間の生活を豊かにし、消費者の利便性を向上させるものであるため、その特長を生かしつつ、長期的な視野に立って、消費者にとってのリスクや課題に対応する必要があります。

図表18 国内の消費者向け電子商取引市場規模の推移



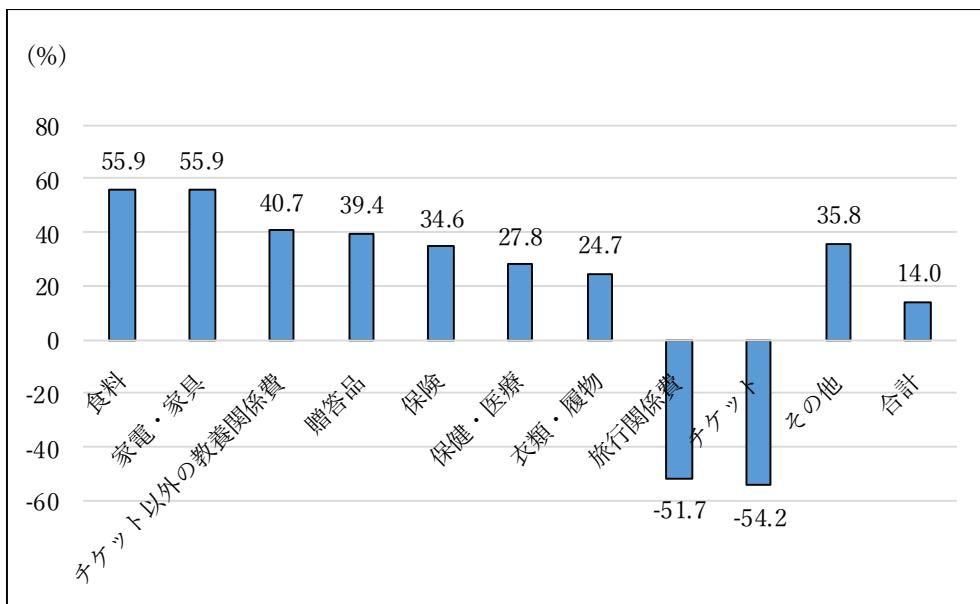
※出典：経済産業省「2020年度電子商取引に関する市場調査」

図表19 ネットショッピング利用世帯の割合の推移（二人以上の世帯）



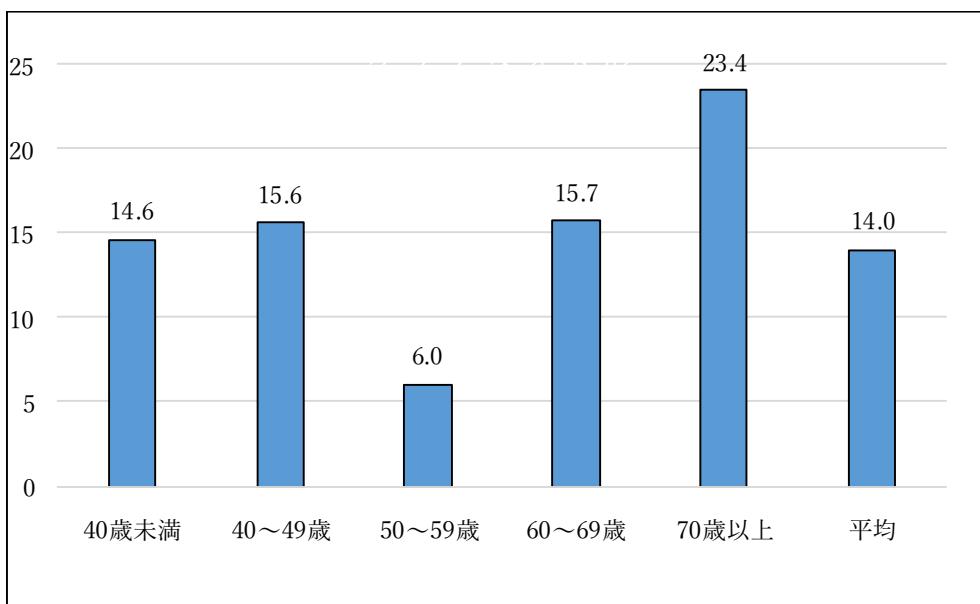
²⁰サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年度～令和7年度)で実現に向けた具体的な政策を実施。

図表 20 項目別支出金額の対前年名目増減率(二人以上の世帯)(2020 年)



※出典：総務省「2020 年家計消費状況調査」

図表 21 世帯主の年齢階級別支出金額の対前年名目増減率
(二人以上の世帯)(2020 年)



※出典：総務省「2020 年家計消費状況調査」

④ 消費者トラブルの高度化・複雑化・多様化

近年、人々の価値観が多様化したことなどで様々な商品・サービスが流通するようになりました。また、デジタル化・国際化など社会情勢も変化し、その契約の内容や、購入形態、決済手段も多様化・複雑化しています。

2020 年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で消費行動が変化したこ

とを背景として、インターネット通販や、SNSでの広告や勧誘をきっかけとしたトラブルが増加しています。

例えば、インターネット通販で定期購入であることを明示せず「初回無料」と宣伝して契約させる詐欺的な定期購入商法、副業・投資やギャンブル等で高額収入を受けるためのノウハウ等と称して販売する「情報商材」、SNSやマッチングアプリ等を使用し「人に紹介すれば報酬を受けられる」と暗号資産（仮想通貨）や海外事業への投資等を勧誘する「ものなしマルチ」をめぐるトラブルが挙げられます。

高度化・複雑化・多様化する消費者トラブルに対応できるよう、常に最新の相談情報を収集・分析し、専門家と連携して相談対応を行うとともに、相談員の資質向上に努める必要があります。

⑤ 自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大

近年、地震、台風、豪雨といった自然災害の発生件数が増加傾向にあります。本県でも甚大な被害が予測されている南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%²¹と推測されています。2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症についても、今後の予測がつきません。

こうした緊急時には、平時に契約した際には思いもよらないトラブルが発生したり、消費者の不安につけこむ悪質商法が増加したりするおそれがあります。また、平時には合理的・主体的に選択できる消費者であっても、正常な判断が難しくなり、トラブルに巻き込まれる危険があります。

2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時には、マスク等の買占めによる生活物資の不足や価格の高騰、マスクの高額転売等が見られました。その後も、ワクチン詐欺や、予防効果をうたう商品の販売、送りつけ商法など、便乗した悪質商法が次々と発生しました。

緊急時には、国や市町等と緊密に連携し、最新の消費者トラブルを情報収集し、共有する必要があります。また、他の相談窓口とも連携し、適切な支援につなげる必要があります。

図表22 新型コロナウイルス感染症に関する商品・サービス別上位相談件数
(2020年度) (単位:件)

区分	保健衛生品 その他	行政サービス	結婚式	医療用具	商品一般
相談 件数	457	188	100	62	59

*1 「保健衛生品その他」マスクの送りつけなどがここに含まれる。

*2 「行政サービス」 消費者問題に直接関係のない相談。

*3 「医療用具」 血中酸素濃度計、体温計など。

²¹出典:「国土交通白書2020」による、2020年1月現在の発生確率。

○主な事例

保健衛生品・医療用具に関する相談

- ・注文した覚えのないマスク又は消毒液が届いた。
- ・購入したマスクが不良品でメーカーに電話したが別の事業者につながった。
- ・ネット通販で非接触型体温計を注文したが、不具合があつて使用できず、業者にも連絡がとれない。
- ・ネット通販で注文したパルスオキシメーター(血中酸素濃度計)が届かない。

解約・返金に関する相談

- ・コロナ禍で結婚式を行うことが難しいため解約したいが、解約料が高額で納得できない。
- ・旅行サイトでGoToキャンペーンを利用してホテルを予約していたが、キャンペーンが中止になった時点でキャンセルされていた。
- ・海外旅行のために契約をしていた航空券がキャンセルとなり、返金されるはずが、返金予定期限を過ぎても返金されない。
- ・新型コロナの影響でスポーツジムに通えなくなったので、支払った月額利用料を返金してほしい。

⑥ 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの中で、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17の目標と169のターゲットが掲げされました。SDGsの12番目の目標では、「つくる責任、つかう責任」として、持続可能な生産と消費が掲げられ、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになることが盛り込まれており、全ての国が対策を講じることとされています。

SDGsの達成に向けて、消費者・事業者・行政機関のパートナーシップを強化し、持続可能な消費社会の形成に取り組む必要があります。



第3章 消費者施策の展開の方向

第2章で記載した消費者を取り巻く状況に的確に対応し、持続可能な未来に向かって、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活を実現するため、以下の4つの施策の柱をまとめました。また、柱ごとに重点施策を設定しました。

本計画では、4本目の柱として新たに「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」を掲げました。これは、県と市町の連携を強化し、消費者行政を一体的・効果的に推進する基盤を構築したうえで、SDGsの達成に向け、消費者・事業者・行政機関が連携し、協力しながら施策を推進する必要があるためです。

1 自ら学び自立し行動する消費者の育成

- (1) 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成
 - ①人が幸せになるエシカル消費の普及啓発
 - ②環境に配慮したライフスタイルの普及啓発
- (2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進
 - ①学校等における消費者教育
 - ②地域等における消費者教育
 - ③消費生活に関連するその他の教育との連携
 - ④消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携
- (3) 消費者教育の担い手となる人材の養成
 - ①消費者教育の担い手の資質向上
 - ②新たな担い手の確保

2 消費者被害の防止と救済

- (1) 消費者相談への対応と情報提供
 - ①相談員の確保と資質向上
 - ②高度化・複雑化する相談への対応
 - ③消費生活相談のデジタル化
 - ④被害拡大防止のための情報提供
- (2) 消費者の特性に配慮した支援
 - ①高齢者の見守り
 - ②障害のある人の見守り
 - ③外国人に対する相談体制の整備と情報提供
 - ④デジタル化への対応
 - ⑤多重債務者等への対応
- (3) 苦情処理と紛争解決
 - ①消費生活センター等でのあっせん
 - ②消費者団体訴訟制度、その他の紛争解決手段

3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

(1) 食の安全、製品等の安全の確保

- ①生産から消費までの食の安全の確保
- ②製品・サービス等の安全の確保
- ③適正な事業活動促進のための指導

(2) 適正な取引の確保

- ①不当取引事業者に対する処分・指導
- ②事業者への啓発・注意喚起
- ③適正な計量

(3) 適正な表示の確保

- ①不当表示事業者に対する処分・指導
- ②表示適正化調査の実施
- ③事業者への啓発・注意喚起

4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

(1) 地域での消費者行政推進体制の確保

(2) 消費者教育・啓発における連携の強化

- ①市町との連携
- ②消費者・事業者等、多様な主体との連携

(3) 消費者相談・支援における連携の強化

- ①市町との連携
- ②消費者・事業者等、多様な主体との連携

(4) 事業者指導における連携の強化

- ①市町との連携
- ②消費者・事業者との連携

○成果指標

指標	基準値	2025 目標値
消費生活相談における被害額 (PIO-NET データから県民生活課算出)	(2020) 329 千円/人	280 千円/人以下

※被害額とは、相談時に聞き取った、相談案件に対して消費者が支払った額の平均額。

静岡県消費者基本計画の施策と持続可能な開発目標(SDGs)の関係

	大柱	主に関連する目標							
1	自ら学び自立し行動する消費者の育成						 	 	
									
2	消費者被害の防止と救済								
3	商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化								
4	消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化								

※小柱ごとに関連する目標については、79 ページを参照

1 自ら学び自立し行動する消費者の育成

消費者が消費生活に関する知識を習得し、自立した消費者として適正な行動がとれるよう、イメージマップ²²を活用し、ライフステージや場の特性に対応した消費者教育を推進します。

誰一人取り残すことなく、全ての消費者が、消費者トラブルから自らを守るために必要な知識等を身につけるとともに、自らの消費行動が未来の経済社会や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な社会の形成に積極的に参画することができるよう、「消費者市民社会」の理念を普及します。

○活動指標

指標	基準値	2025 目標値
消費者教育出前講座実施回数 (県民生活課調査)	(2020) 137 回	240 回
消費者教育講師のフォローアップ研修 受講者数（維持目標） (県民生活課調査)	(2020) 139 人	毎年度 150 人

消費者市民社会²³

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいいます。

持続可能な社会の形成は、SDGs の採択により、世界的に重要な課題となりました。消費者が SDGs について学ぶことは、SDGs の達成に貢献するだけでなく、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成につながります。

また、消費者市民社会の形成は、消費者被害の防止にもつながります。被害に遭ったときに消費生活センター等に相談することは、被害情報の共有により社会的問題を解決することでもあり、消費者市民社会の一員としての行動といえます。

²²生涯の発達段階（ライフステージ）において、消費生活の特徴的な場面ごとに、消費者としての諸能力を身につけることができるよう、体系的プログラムの学習要素を図で示したもの。77 ページを参照。

²³出典：「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月閣議決定、平成 30 年 3 月変更）

重点施策 人が幸せになるエシカル消費の推進

エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動をいいます。

「エシカル」を直訳すると倫理的という意味ですが、決して義務的なものではありません。困っている誰かのためにという消費の動機が自らの買う喜びに直結しているように、一人ひとりが環境保全や社会貢献の視点で主体的に選択することは、地球上の誰かを幸せにし、自らの心も豊かにするものです。

「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成のため、貧富の差の拡大や環境破壊などの課題を解決しながら、持続可能な経済成長に貢献する「人が幸せになるエシカル消費」を推進します。

重点施策 成年年齢引下げに対応した若者の消費者教育の推進

民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる2022年4月以降、未成年者取消権は、18歳未満の者でないと認められません。悪質事業者は未成年者取消権を行使できなくなる年齢層をターゲットとしており、18~19歳の若者の消費者トラブルの増加が懸念されています。

在学中に成人となる高校生をはじめとした、大学生、専門学校生、新社会人などの若者の消費者教育に重点的に取り組んでいきます。

（1）持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成

① 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発

ア 消費者への普及啓発

エシカル消費には、環境保全や社会貢献の視点から商品・サービスを選択する様々な消費行動が含まれる²⁴ため、一人ひとりが、自らの価値観やライフスタイルに合わせた消費行動を選択し、実践していくことが重要です。

また、本県では、障害福祉サービス事業所で作られた「ふじのくに福產品」の継続的な購入を呼びかける「ふじのくに福產品一人一品運動」、県民による県産品やサービスの積極的な購入等を促進する「バイ・シズオカ」県民運動の展開、県民による県内観光を呼びかける「バイ・シズオカ～今こそ！しづおか!!元気旅!!!～」の実施、地産地消や有機農業などの環境保全型農業の推進など、関連する様々な取組を行っています。

様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、普及啓発を行います。

イ 事業者への普及啓発

消費者だけでなく、事業者にも、SDGsを達成するための自主的な取組が求められています。「消費者志向経営」²⁵の考え方により、人や社会、環境

²⁴エシカル消費の詳細は、30ページ「SDGsとエシカル消費」を参照。

²⁵事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得

に配慮したエシカルな商品・サービスを生産する、あるいは取り扱うなど、環境保全や社会貢献に向けた取組をすることで、消費者から共感を得ることができ、本業での成功・顧客満足度の向上と、持続可能な生産・消費の実現の両立が可能となることを啓発します。

ウ 学校における消費者教育

学校においては、2020年度から順次実施されている小学校、中学校、高等学校の学習指導要領²⁶の前文に「持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる」と明記されたことから、児童生徒の発達段階を踏まえ、持続可能な社会の形成につながる消費者教育を推進します。

特に、小中学生は、消費者としての素地を形成する上で重要な時期であることから、自らの消費行動が環境や社会に与える影響について学習する機会とするため、小中学校において「SDGs出前講座」を開催します。

エ 食品ロス削減の取組

2019年10月に食品ロス削減推進法が施行されたことを受け、本県でも、「第4次静岡県循環型社会形成計画」の中で策定した食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に取り組みます。循環型社会に向けた取組としてだけでなく、生活困窮者支援にもつなげていくため、フードバンク活動²⁷との連携を図ります。

② 環境に配慮したライフスタイルの普及啓発

気候変動、海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失などの環境問題が地球規模で深刻化する中、本県でも、「第4次静岡県環境基本計画」に基づき、2050年のカーボンニュートラル²⁸を目指す脱炭素社会に向けた取組や、循環型社会に向けた取組等を行います。

日々のライフスタイルが環境に与える影響を認識し、省エネルギーの推進、廃棄物の削減、資源の再利用・再資源化等、県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践することを目指し、具体的な行動を起こすきっかけとするため、「ふじのくにCOOLチャレンジ」「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」などの県民運動を展開します。

するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと。

²⁶学習指導要領(平成29年告示)は小学校では2020年度、中学校は2021年度から全面実施。高等学校は2022年度から学年進行で実施。

²⁷NPO等が主体となり、食品の品質には問題ないにもかかわらず処分されてしまう食品を企業や個人から寄贈を受け、生活困窮者等支援を必要とする人に配布する活動。

²⁸温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、国は、2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、本県でも、2021年2月に宣言を行った。

SDGsとエシカル消費

エシカル消費には、フェアトレード商品や授産品の購入（人への配慮）、地場産品の購入や、県産農林水産物の消費を促進する地産地消、地元の商店街の商品や被災地の商品等を購入する応援消費（社会への配慮）、エコマークなどの環境認証ラベルのついた商品や、リサイクル商品、有機農産物などの環境にやさしい農産物の購入（環境への配慮）のほか、食品ロスの削減、マイバッグを使用した買い物など、様々な消費行動が含まれます。

実践することで、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」はもちろんのこと、「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」「海の豊かさを守ろう」「陸の豊かさも守ろう」など、様々な目標の達成に貢献することができ、1つの目標を達成することで、他の目標にも波及していきます。

（2）ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進

① 学校等における消費者教育

学校においては、社会科や家庭科を中心に学習指導要領の消費者教育に関する内容が充実された²⁹ことを踏まえ、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任に対する理解を着実に育んでいきます。

特に、成年年齢の引下げに対応するため、高校生、大学生、専門学校生を対象とする消費者教育に重点的に取り組みます。

GIGAスクール構想³⁰により、1人1台端末が使用できるICT環境が整備されたことから、デジタル教材も活用しながら、児童生徒の学習意欲を喚起し、理解を深めます。

ア 高等学校・特別支援学校

成年年齢引下げ後、在学中に成人となる高校生は、契約などの消費生活に関する基礎知識や、クレジットカードなどのキャッシュレス決済の仕組みなどを十分理解する必要があります。公立高等学校、特別支援学校高等部、私立高等学校において、消費者教育教材「社会への扉」を活用し、2020年度に開講した「高校生消費者教育出前講座」を継続して実施します。

イ 大学・専門学校

入学をきっかけに一人暮らしを始めるなど、消費生活をめぐる環境が大きく変化する新入生を対象として、入学時のガイダンスなどの機会に、契

²⁹ 「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」として、「消費者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」が示された。

³⁰ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化し、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す構想。公立小中学校、特別支援学校小中学部においては1人1台端末が配備された。

約などの消費生活に関する基礎知識を身につけるための出前講座を実施し、若者に多い最新の消費者トラブル事例などについて啓発します。

ウ 小中学校

小中学校での消費者教育は、市町と連携して実施し、状況に応じて、県が出前講座を実施するなど、市町を支援します³¹。

近年、小中学生であっても、オンラインゲーム等を通じて意図せず高額な請求を受けるなど、インターネットやSNSに関するトラブルに巻き込まれる事例が見られます。正しく安全にインターネットを利用することができるよう、情報モラル・情報リテラシーの向上を図ります。

エ 若者への啓発

若者向け消費者被害防止ウェブサイト「それってトラブル？やばい！？SOS！静岡県」や生活情報誌「くらしのめ」のほか、市町とも連携し、若者に効果的な広報ツールを活用しながら、若者に多い最新のトラブル事例等について啓発を行います。また、「消費者ホットライン188」、消費生活センターなどの相談窓口について周知を行います。

② 地域等における消費者教育

地域においては、シニア³²向けの消費者教育を重点的に実施します。

ア 高齢者

シニア向けの消費者教育は、市町と連携して実施し、状況に応じて、県が出前講座を実施するなど、市町を支援します。自治会や老人クラブ（シニアクラブ）などの地域の集会や、公民館や図書館などの社会教育施設が消費者教育の場となりうることから、市町と連携して新たな教育の場を開拓します。

近年、インターネット通販等を利用する高齢者が増加したため、デジタル化に十分対応できない高齢者の消費者被害増加が懸念されています。クレジットカードなどのキャッシュレス決済の仕組みなど、デジタル技術を利用する際の様々なリスクを回避できる知識を身につけ、安全・安心に利用することができるよう、デジタル・リテラシーの向上を図ります。

イ 家庭

未就学児を含む全ての子どもの保護者に対する消費者教育が有効です。家庭教育支援員³³や学校の保護者会等を通じて、保護者に対し、成年年齢引

³¹公立小中学校は市町が所管する。私立小中学校、特別支援学校は所管する県が実施。

³²この計画におけるシニアとは、要介護（支援）認定を受けている、認知機能が著しく低下しているなど、消費者教育を受けることが困難である高齢者以外の高齢者をいう。

³³県が開催する養成講座等で家庭教育の知識とスキルを学んだ地域の人材。

下げや、子どもに多いトラブル事例、子どものインターネットトラブルを未然に防ぐ方法などについて情報提供します。

ウ 職域

社会人に対しては、事業者団体・労働団体等と連携し、団体が実施する研修などの機会に出前講座を実施します。特に、新社会人は、就職と同時に消費生活をめぐる環境が変化し、社会経験も浅いことからトラブルに巻き込まれやすいと考えられるため、新社会人向けの研修などの機会に積極的に実施します。

職域での消費者教育は、事業者への教育・啓発の機会でもあり、事業者一人ひとりが消費者としての立場から活動し、消費者のことを第一に考える事業者の育成につながります。

エ 地域での啓発

消費者一人ひとりが、必要な情報を確実に受け取ることができるよう、対象者に応じた内容と広報ツールを活用して啓発を行います。生活情報誌「くらしのめ」高齢者号については、回覧板により全家庭に情報提供するなど、市町と連携しながら、広報誌、ホームページ、SNS等の多様な広報ツールを活用し、最新のトラブル事例等について啓発を行うほか、「消費者ホットライン188」、消費生活センターなどの相談窓口について周知を行います。また、外国人や障害のある人が、情報を受け取りやすくするため、「やさしい日本語³⁴」を活用し、啓発を行います。

消費者月間(5月)や消費者被害防止月間(12月)には、県・市町が同時にキャンペーンを展開することで、消費者に直接働きかけるだけでなく、マスメディアでの報道を通じた効果的な広報活動を行います。

③ 消費生活に関するその他の教育との連携

環境教育、食育、国際理解教育、金融教育、人権教育、防災教育、ユニバーサルデザイン³⁵に関する教育など、目的、内容や対象範囲は異なっていても、消費者教育と重なる教育は多くあり、これらの関連教育と連携することで相乗効果が期待できます。

教育の実施主体に対して、消費者教育への理解を促進し、連携を図ります。

④ 消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携

消費者教育を効果的に推進するため、ふじのくに消費者教育推進県域協議

³⁴難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語。外国人、子ども、高齢者、障がいのある人など、様々な人に役立つ表現方法の一つ。

³⁵年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまち、もの、環境をつくっていく考え方。ユニバーサルデザインを取り入れた商品・サービスの購入は、エシカル消費の一つと考えられる。

会において情報交換や意見交換を行い、弁護士・司法書士等の専門家、消費者団体、事業者団体、労働団体、福祉団体、金融広報委員会、NPO等、多様な主体との連携を図ります。

弁護士・司法書士等の法律の専門家等と連携するなど、多様な人材を講師として出前講座を実施します。

消費者団体と連携し、SDGsの達成に向けたエシカル消費の普及、消費者被害防止をテーマとする地域での出前講座を実施します。

生活協同組合では、環境保全活動や社会貢献活動を行うほか、人や社会、環境に配慮する商品・サービスの取扱いが進んでいます。生活協同組合と連携しながら、SDGsの達成に向け、エシカル消費や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発に取り組みます。

事業者団体、労働団体と連携し、社会人に対して、団体が実施する研修などの機会に出前講座を実施します。

金融広報委員会と連携し、若者や高齢者等を対象に、金融教育と併せて、消費者教育を行います。

(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成

① 消費者教育の担い手の資質向上

成年年齢引下げを契機に、学習指導要領において消費者教育の内容が充実されたことを踏まえ、教員が授業の中で消費者教育に取り組むことがより一層重要となっています。

主に家庭科の教員を対象とし、県総合教育センターにおいて、契約の基礎知識など、成年年齢引下げ等に対応する消費者教育を行うための具体的な指導方法や指導のポイント等についての研修を実施します。

また、消費者教育講師人材バンク登録者³⁶や消費生活相談員、行政職員等、消費者教育出前講座の講師となる人材の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施します。

② 新たな担い手の確保

本県では、2017年に養成した消費者教育講師を人材バンクに登録し、学校や地域等の消費者教育出前講座に派遣しています。

今後、県は、市町と連携して新たな消費者教育の場を開拓し、出前講座を実施していきます。消費者教育の担い手を確保するため、弁護士・司法書士等の法律の専門家など、新たに消費者教育講師となる人材の掘り起こしを行い、人材バンクへの登録を促進します。

³⁶消費者教育講師人材バンクの登録講師は、2021年8月現在、30人。

2 消費者被害の防止と救済

消費者からの相談への対応等を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者救済に努めます。

消費生活相談員の確保及び資質向上を図り、誰一人取り残すことがないよう、消費者一人ひとりの特性に配慮しながら、高度化・複雑化・多様化する消費者相談に適切に対応します。

国とともに、消費生活相談のデジタル化を推進し、デジタル技術を活用した相談方法を拡充するなど、消費者の利便性の向上を図ります。

○活動指標

指標	基準値	2025 目標値
消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数（維持目標） (県民生活課調査)	(2020) 219 人	毎年度 300 人
県及び市町の消費生活相談員が実施したあっせん解決率（維持目標） (県民生活課算出)	(2020) 93.5%	毎年度 94%

重点施策 高齢者の見守り体制の強化

認知機能の低下が見られる高齢者の消費者被害防止については、周囲が見守り、早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につなぐことが大切です。そのためには、地域での見守り体制を構築し、孤独・孤立に陥りがちな高齢者に対し、きめ細やかに、継続して見守り活動を実施することが重要です。

消費者安全法により、地方公共団体は、消費生活上特に配慮が必要な消費者への見守り活動を目的とする「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)を組織できることとなっています。各市町に対して協議会の設置を促し、地域全体で消費者被害の防止を図る体制整備に努めます。

(1) 消費者相談への対応と情報提供

① 相談員の確保と資質向上

2016年4月に施行された改正消費者安全法では、消費生活相談員の職及び任用要件等が法律上に位置付けられ、国家資格が創設されるなど、相談員の社会的地位が大幅に向上しました。他方、相談員の確保が困難であることや、相談員の高齢化が課題となっています。

県では、県内の相談体制の維持・拡充を図るため、消費生活相談員資格取得支援講座を開催し、資格未取得の相談員の支援と新たな相談員の養成を行います。また、資格保有者の情報を消費生活相談員人材バンクに登録し、相談員の採用を希望する市町への情報提供を行います。

デジタル化の急速な進展などにより、消費生活相談の内容は高度化、複雑化、多様化しています。相談員が様々な事案に臨機応変に対応できるよう、弁護士・司法書士などの専門家等による研修や、事例検討会を実施します。

市町では、一人で相談対応をしている相談員も少なくありません。相談員が参加しやすい環境を整えるため、オンライン・オンデマンド研修を活用します。

また、県の相談員が市町を随時訪問するなど、市町の相談員と情報交換を行うほか、市町において、広域的見地を必要とする事案や対応困難な事案が発生した際には、県の相談員が支援します。

さらに、市町への支援を強化するため、県民生活センターに、市町への支援を職務とする指定消費生活相談員³⁷を設置することを検討し、併せて、その職務と能力にみあう適切な勤務条件となるよう改善に取り組んでいきます。

② 高度化・複雑化する相談への対応

デジタル化の進展等により、高度化・複雑化した相談に臨機応変に対応するとともに、消費者に対する適確な情報提供を行うため、PIO-NETデータを活用した最新の相談情報の収集・分析を行います。

県・市町の相談員に対しては、法改正、デジタル化等に対応する最新の知識を拡充できるよう、資質向上のための研修を実施します。

市町において、対応困難な事案が発生した際には、県の相談員が支援します。市町への支援を強化するため、県民生活センターに指定消費生活相談員を設置することを検討します。

高度な専門知識が必要な事案に関しては、県民生活センターごとに委嘱する消費生活専門アドバイザー（弁護士・司法書士）から、法的助言や指導をいただきます。

③ 消費生活相談のデジタル化

消費者の情報収集・コミュニケーション手段のデジタル化を背景とし、消費者庁は、消費生活相談のデジタル化を推進しています。消費者の利便性の向上を図るため、相談員による電話相談以外にも、デジタル技術を活用した誰もが利用しやすい情報提供体制・相談体制を拡充します。

④ 被害拡大防止のための情報提供

消費者事故等による被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁から消費者安全法に基づく注意喚起情報が提供された際には、県ホームページ等で速やかに周知します。

食中毒や重大な食品事故等の緊急情報や注意喚起のほか、残留農薬や食品添加物等の食品安全検査結果等についても、適時、情報を周知します。

³⁷市町の行う消費生活相談及びあっせんの事務の実施に関し、助言等の援助を行うことを職務とする知事が指定した相談員。相談員試験に合格し、5年以上の実務経験が必要。

災害時や新型コロナウイルス感染症拡大時などの緊急時には消費者の不安につけこむ悪質商法が増加するため、国や市町等と緊密に連携しながら、被害情報を収集・共有し、消費者に情報提供します。

(2) 消費者の特性に配慮した支援

① 高齢者の見守り

ア 高齢者相談窓口等との連携

認知機能の低下が見られる高齢者については、家族や介護事業者など周囲の「見守り者」が早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につなぐことが大切です。

地域では、地域包括支援センターや民生委員が、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていくよう、生活に関する様々な問題について、本人や家族等からの相談に応じています。消費者被害に関する相談は、速やかに消費生活相談窓口につなぐことができるよう、連携を図ります。

また、市町と連携しながら、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護事業者など、高齢者の見守り者に対し、見守りのポイントやトラブル事例などについて情報提供を行います。

イ 消費者安全確保地域協議会の設置

県では、県内の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことの目的とし、2019年に消費者安全法上の消費者安全確保県域協議会を設置し、消費者の安全確保のための取組に関する協議や情報交換、意見交換を行っています。

地域においても、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置し、福祉分野の見守り者だけでなく、消費者団体、事業者団体、警察等、多様な主体が連携して、孤独・孤立に陥りがちな高齢者に対し、よりきめ細やかに、継続して見守り活動に取り組む必要があります。

協議会の設置主体は市町となることから、県は、福祉等の関係部局への働きかけや情報提供などを通じて支援し、既存の地域ネットワークの活用も含めた協議会の設置を支援します。

見守りの効果	
被害の救済	被害を早期発見し、消費生活センターの助言やあっせんによる解決を図る。
被害の拡大防止	被害情報を共有し、地域へ注意喚起し、悪質事業者を指導する。
被害の再発防止	被害に遭った高齢者を生活保護、成年後見制度等、必要な福祉サービスにつなぐ。

② 障害のある人の見守り

ア 障害のある人の相談窓口等との連携

高齢者と同様に、被害に遭いやすい障害のある人についても、地域での見守り活動が必要です。

地域では、相談支援事業所や民生委員が、障害のある人の生活に関する様々な問題について、本人や家族等からの相談に応じています。消費者被害に関する相談は、速やかに消費生活相談窓口につなぐことができるよう、連携を図ります。

また、相談支援を効果的に実施するため、市町等が設置している地域自立支援協議会³⁸では、相談支援に関する課題や取組状況等を共有しています。県は、地域自立支援協議会に対し、相談支援体制整備のための技術的助言や、見守りに関する情報提供を行います。

イ 消費者安全確保地域協議会の設置

障害のある人についても、今後、市町で設置する消費者安全確保地域協議会において相談支援事業所等を構成員とし、地域で一体的に見守り活動を実施していくことが有効であると考えられるため、県は、市町の協議会の設置を促進します。

③ 外国人に対する相談体制の整備と情報提供

2020 年度の外国人県民の人口は約 10 万人、県人口の 2.8%程度を占め、近年増加傾向となっており、国籍や在留資格の構成も変化しています。

本県では、外国人県民が安心して快適に暮らすことができるよう、2019 年度に「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を設置し、外国人県民の生活上の相談に多言語で対応しています。消費者被害に関する相談は、速やかに消費生活相談窓口につなぐができるよう、連携を図ります。

また、2021 年度に開設した「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ ①」において、「やさしい日本語³⁹」や多言語により、生活に関わる様々な情報を集約して提供します。

④ デジタル化への対応

デジタル化の急速な進展により、関連の消費者トラブルの増加が懸念されています。

デジタル化に十分対応できない消費者が、インターネット通販やキャッシュレス決済を利用してトラブルに巻き込まれる事例が見られるほか、若者には、SNS やマッチングアプリなどを通じて出会った人や、問題のあ

³⁸ 地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担うため、障害者総合支援法に基づき設置されている。

³⁹ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語。外国人、子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人に役立つ表現方法の一つ。

るインターネット広告を簡単に信用したことによるトラブルが見られます。

また、インターネットを通じたデジタルコンテンツの取引や投資等により、高齢者等が被害に遭った場合、周囲の人（見守り者）が被害に気づきにくくなることが考えられます。

年齢を問わず、すべての消費者が、インターネット通販やキャッシュレス決済等のデジタル技術を活用した取引を、安全・安心に利用することができるよう、情報提供・注意喚起を行います。

⑤ 多重債務者⁴⁰等への対応

2010年に改正貸金業法⁴¹が施行され、多重債務に関する相談は大幅に減少しましたが、現在、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した生活困窮者や、売上げが減少し資金繰りに窮する事業者も増加しており、今後、多重債務問題が再燃することも考えられます。

県では、消費者安全確保県域協議会において、多重債務問題の状況を把握し、必要な対応をするための情報交換・意見交換を行うほか、弁護士・司法書士による多重債務相談を実施します。

一口に「多重債務」といっても、その背景や要因は様々であるため、多重債務者の置かれている状況を把握し、適切な支援につなげる必要があります。

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多重債務に陥ってしまった場合には、生活困窮者自立支援相談窓口や、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口等と連携を図ります。また、ギャンブル等依存症⁴²やゲーム依存症⁴³等の疾患が原因となっている場合には、県精神保健福祉センター等の相談機関と連携を図ります。

これ以外にも、様々な事情により社会から取り残され、孤独・孤立に陥っている消費者の被害を未然に防止できるよう、相談体制を整備するとともに、関係機関が連携を図り、必要な支援につなげます。

平時には合理的・主体的に選択できる消費者であっても、災害時や感染症拡大時などの緊急時には正常な判断が難しくなり、トラブルに巻き込まれるなど、すべての人が脆弱性を抱えています。

消費者一人ひとりの置かれている状況を把握し、その特性に配慮しながら、誰一人取り残すことがないよう支援を行います。

⁴⁰消費者金融等に複数債務を抱え、その返済が困難となっている人。

⁴¹貸金業法（昭和58年法律第32号）の改正では、いわゆる「グレーゾーン金利」を廃止し、借入れ限度額を年収の3分の1までとする総量規制が導入された。

⁴²ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つ。IR推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号））の成立を契機に、対策が強化された。

⁴³ゲームに過度にのめりこむことにより、日常生活や社会生活に著しい悪影響を及ぼす精神疾患の一つ。2019年5月、WHO（世界保健機関）により国際疾病分類が改定され、ゲーム障害が行動嗜癖による障害として位置付けられている。

(3) 苦情処理と紛争解決

① 消費生活センター等でのあっせん

消費者トラブルは、消費者が消費生活センター等で助言を受けて自ら解決することが基本ですが、困難な場合は、相談員があっせんを行っています。

あっせんとは、事業者と消費者の間の主張を調整し、交渉することです。例えば、クーリング・オフや契約解除ができる契約であっても、事業者側が応じない場合には、相談員が消費者に代わって事業者と交渉することができます。

あっせんは、県民生活センターや市町の消費生活センター・消費生活相談窓口で行っており、県民にとって最も身近な解決手段⁴⁴となっています。

県民生活センターでは、市町との連携を図りつつ、広域的見地を必要とする事案や、市町のみでは対応困難な事案についても扱います。

② 消費者団体訴訟制度、その他の紛争解決手段

消費者団体訴訟制度とは、国が認定した適格消費者団体が、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、事業者の不当な行為の差止めや、不当な行為による被害の回復を求めて、訴訟をすることができる制度⁴⁵です。

現在、県内には認定を受けた消費者団体がありません。県民の紛争解決の手段を確保し、より利用しやすくするため、本制度の周知を図るとともに、適格消費者団体の設立を支援します。

また、訴訟以外の紛争解決手段として、裁判外紛争解決手続⁴⁶（ADR）があります。実施主体は、裁判所、行政機関・行政関係機関（消費生活センター、静岡県消費生活審議会の苦情処理部会、国民生活センター）、弁護士会や司法書士会等の民間団体で、手段として、あっせん、調停⁴⁷、仲裁⁴⁸があります。

県民生活センターでは、事案に応じて適切な紛争解決手段を選択できるよう、国民生活センター等の関係機関や消費生活専門アドバイザーと連携し、支援します。

⁴⁴2020年度の県内の相談窓口でのあっせん件数は2,139件で、相談件数全体の約8%となっている。

⁴⁵適格消費者団体の認定を受けると、事業者の不当行為の差止めが可能。加えて、特定適格消費者団体の認定を受けると、不当行為による集団被害の回復を求める訴訟が可能。

⁴⁶ADR (Alternative Dispute Resolution) は、民事上のトラブルについて、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の主張を聴き、専門家としての知見を活かして、当事者同士の話し合いを支援し、合意による紛争解決を図るもの。

⁴⁷調停人の仲介によって調停案が提示され、これに当事者が同意すれば解決する仕組み。

⁴⁸中立的第三者（仲裁人）が仲裁を行うもので、仲裁判断は判決と同じ効力を持つ。

3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保します。また、消費者が自主的で合理的な選択をすることができるよう、早期の事業者指導や厳正な行政処分により、取引や表示の適正化に取り組みます。

○活動指標

指標	基準値	2025 目標値
H A C C P ⁴⁹ 実施状況監視率 (維持目標) (衛生課調査)	(2020) —	毎年度 100%
景品表示法適正化調査件数 (維持目標) (県民生活課調査)	(2020) 204 件	毎年度 270 件

重点施策 事業者への指導・啓発の強化

インターネット通販での詐欺的な定期購入商法や、S N S での広告や勧誘をきっかけとした消費者トラブルなど、悪質事業者の手口は多様化、複雑化しており、消費者被害が後を絶ちません。

引き続き、特定商取引法や景品表示法による指導を早期に実施し、違反を確認した場合には、厳正な処分を行います。

法令違反が疑われる事例の中には、事業者の法令への理解不足が認められる事例が見られることから、事業者への啓発、注意喚起を行い、特定商取引法及び景品表示法への理解促進を図ります。

(1) 食の安全、製品等の安全の確保

① 生産から消費までの食の安全の確保

2003 年から「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」を策定し、食の安全確保に取り組んできました。

生産段階では、農畜水産物の安全確保を図るため、生産者に対し関係法令の周知と順守を徹底します。農薬や動物用・水産用医薬品の適正な使用について指導し、農薬については、定期的に残留モニタリング検査を行います。

また、生産者の自主的な衛生管理を推進するため、G A P⁵⁰の取組を支援します。

製造・加工・調理段階においては、食品製造施設等への監視指導や食品検

⁴⁹事業者自らが、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、食中毒菌汚染や異物混入等の危険がある特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

⁵⁰農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

査を実施し、食中毒など食品を原因とする健康被害の発生や、違反食品等の発生を防止します。

流通・消費段階では、市場・販売店等における監視指導や流通食品の検査を実施することで違反又は不良食品の排除を徹底します。

輸入食品や健康食品についても、監視指導及び検査を行います。

また、原則全ての食品等事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の導入支援や、導入後の検証及び助言指導を行い、製造から消費に至る各段階における衛生管理の精度向上を図ります。

② 製品・サービス等の安全の確保

県や市町が、消費者相談を通じて消費者の生命・身体に係る重大事故を把握した場合には、消費者安全法に基づき、直ちに消費者庁に通知します。

消費者庁は、集約された事故情報等を分析・調査し、消費者への注意喚起を行うほか、所管省庁のある場合には事業者への措置要求を、所管省庁のない場合には、自ら事業者に対する勧告や命令等を行います。

また、消費生活用製品安全法⁵¹及び家庭用品品質表示法⁵²で指定されている製品について、市町が立入検査を行います。県は、情報を集約し、消費者庁へ報告します。

その他、県環境衛生科学研究所において、商品の安全性や信頼性に対する試験・検査等（商品テスト等）を行います。

③ 適正な事業活動促進のための指導

各業種の営業に関する法律を厳正に適用し、県内の様々な業種の事業者に対する立入検査等により、監視・指導を徹底します。

関連する事業者と法律

LPGガス販売店（液化石油ガス法）、消費生活協同組合（消費生活協同組合法）、宅建業者（宅地建物取引業法）、旅行業者（旅行業法）、障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法・障害者虐待防止法・児童福祉法等）、介護サービス事業者（介護保険法等）、医療機関（医療法）、医薬品販売業者（薬機法）、動物取扱業者（動物愛護管理法）、旅館業者（旅館業法）、食品等事業者（食品衛生法）、電気工事業者（電気工事業法）、賃貸業者（賃金業法）、農薬販売者（農薬取締法）、肥料生産者・販売者（肥料の品質の確保等に関する法律）、動物用医薬品販売業者（薬機法）、飼育動物診療施設（獣医療法）、家畜用飼料等の製造・販売業者（飼料安全法）、建設業者（建設業法）

⁵¹消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)

⁵²家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)

(2) 適正な取引の確保

① 不当取引事業者に対する処分・指導

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するため、特定商取引法で定められた消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象として、同法に基づく行政処分や、指導を行います。

対象となる取引類型については、その特殊性により、消費者が不当に損害を受ける場合が考えられるため、各類型の特性に応じて事業者の行為が規制されています。

警察、市町等と連携して不当取引が疑われる情報を早期に把握し、違反の疑いがある場合には業務改善を求めるなどの指導を行います。

違反を確認した場合には、業務改善措置の指示又は業務停止命令・禁止命令による厳正な行政処分を行います。

近年、インターネット通販での詐欺的な定期購入商法等が問題となっていることを受け、2021年6月、特定商取引法が改正され、インターネット通販等に関する規制が強化されました。デジタル技術を悪用して意に反する契約をさせようとする行為等について、行政処分や指導を行います。

その他、特定商取引法に定められた7類型以外の不当取引行為についても、消費生活条例による指導等を行います。

取引類型	主な規制
<ul style="list-style-type: none">・訪問販売・通信販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引・訪問購入	<ul style="list-style-type: none">・勧誘開始前に勧誘目的や事業者名等を明示する義務・契約しない旨の意思表示をした消費者に対する再勧誘の禁止・不実のことを告知する及び故意に事実を告げない行為の禁止・迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘、契約解除等の妨害の禁止・契約の申込、締結時の書面交付義務

② 事業者への啓発・注意喚起

特定商取引法や消費生活条例の違反が疑われる事例を分析すると、悪質性・故意性は低く、事業者が法令を十分理解していないことが原因と思われる事例も見られます。

法令の理解不足が疑われる事業者に対しては、行政処分や指導に至る以前に早期に注意喚起を行います。

特定商取引法等の法令への理解を促進するため、動画の配信による啓発を行います。

また、災害などの緊急時には、生活関連物資の買占めや、売惜しみが起こ

り、物価の高騰を招くなど、県民への物資の安定供給が滞る場合があります。価格の動向、需給の状況等の情報収集に努め、国が生活二法⁵³に基づき指定した物資については、速やかに調査等の必要な対応を行います。

③ 適正な計量

県計量検定所において、計量法⁵⁴に基づき、適正な計量を行うための業務を行います。

具体的には、製造されたばかり（質量計）やガソリンスタンドの燃料油メーター等が、計量法で定められた基準を満たしているか検定を行います。使用中のタクシーメーターや取引や証明に使用されているばかり（質量計）が正確に計測できるか、水道メーター・ガスメーターの管理状況等が適正かについての検査を行います。

また、食料品の詰込事業所を対象とした商品の内容量の検査を行います。

（3）適正な表示の確保

① 不当表示事業者に対する処分・指導

ア 景品表示法

商品・サービスの品質や価格について、実際より著しく優良又は有利であると見せかける「不当表示」により、消費者が不利益を被ることがないよう、景品表示法に基づく行政処分や、指導を行います。

不当表示を探知するため、消費生活相談で寄せられた情報を分析するほか、不審情報の通報窓口（不当表示 110 番・通報 POST24）を設置し、消費者から情報収集を行います。

また、各県民生活センターに配置する商品役務改善監視員による監視、不当表示ウォッチャー制度及び景品表示法適正化調査による監視を行います。

近年、インターネット通販サイト、インターネット広告やSNS広告などのデジタル広告における問題のある表示が、消費者トラブルの原因となっていることから、インターネット上の監視を強化します。

違反行為が疑われる場合には、事業者からの報告徴収・立入検査や、表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出を求めるなどして詳細を確認し、必要な指導を行います。

違反を確認した場合には、違反行為の差止めなどの措置命令により、厳正な行政処分を行います。

⁵³生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）

⁵⁴計量法（平成 4 年法律第 51 号）

イ 食品表示法等

食品については、食品表示法に基づき定められた食品表示基準により、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他、事業者が表示すべき事項が定められています。不適正な表示については指導を行い、指導に従わない等の事業者には、指示・命令により、厳正な行政処分を行います。

その他、健康増進法⁵⁵など表示に関する法令を適用し、事業者への指導等を行います。

② 表示適正化調査の実施

食品表示は、食品表示法や景品表示法などの複数の法令⁵⁶に規定されることから、関係部局が合同で調査・指導を行うことが効果的です。2001年度から実施している関係部局による食品表示合同監視を、今後も継続して実施します。

今後は、景品表示法の観点から不当表示の監視を強化するため、食品関連以外の事業者も対象とした調査を実施します。

③ 事業者への啓発・注意喚起

ア 景品表示法

景品表示法等の違反が疑われる事例を分析すると、悪質性・故意性は低く、事業者が法令を十分理解していないことが原因と思われる事例も見られます。

法令の理解不足が疑われる事業者に対しては、行政処分や指導に至る以前に早期に注意喚起を行います。

また、事業者団体と連携し、特定の業界に多い消費生活相談に関する情報提供を行うほか、景品表示法等の法令への理解を促進するための研修及び動画の配信を行います。

個別の事例については、各県民生活センターに配置する商品役務改善監視員が、事業者の相談に応じます。

イ 食品表示法

食品表示基準の改正により、原料原産地表示、遺伝子組換え表示⁵⁷、アレルギー表示、添加物表示等について、新たな食品表示制度への対応が必要となっています。食品関連事業者に対し、食品表示法や、新たな食品表示基準等への理解を促進するための講習会を実施します。

⁵⁵健康増進法（平成14年法律第103号）では、食品の健康の保持増進の効果について、虚偽誇大表示が禁止されている。

⁵⁶食品表示法、景品表示法のほか、米トレーサビリティ法、茶葉振興条例等

⁵⁷遺伝子組換え表示は、2023年3月まで経過措置期間。

4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

どこに住んでいても質の高い相談・救済、消費者教育を受けることができるよう、県と市町の連携を強化し、消費者施策を一体的・効果的に推進する基盤を構築します。

さらに、SDGsの達成に向け、消費者・事業者・行政機関が連携し、協力しながら施策を推進します。

○活動指標

指標	基準値	2025 目標値
高齢者及び見守り者への消費者教育出前講座実施回数 (県民生活課調査)	(2020) 18 回	60 回
消費者安全確保地域協議会設置市町数 (県民生活課調査)	(2020) 1 市	16 市町

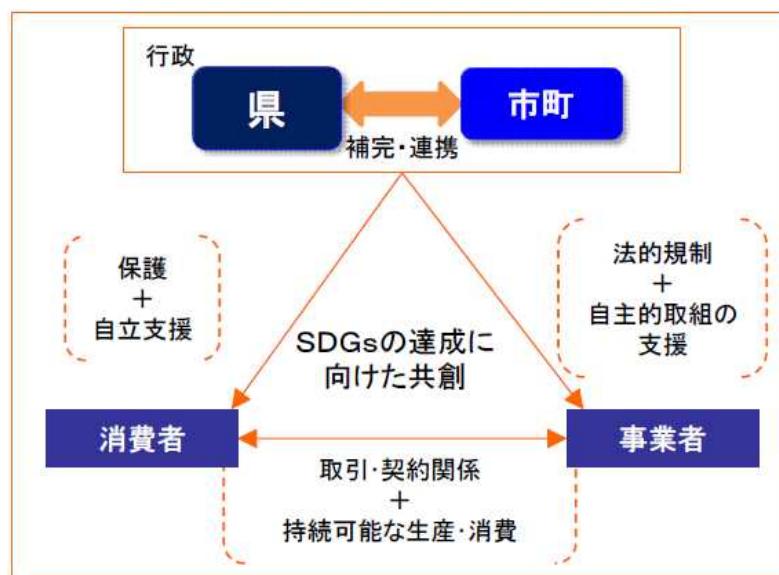
重点施策 市町との連携体制の強化

消費者庁創設からこれまでの12年間は、国の交付金を主な財源として相談体制の整備や消費者教育・啓発など様々な施策を実施し、全ての市町で消費生活相談窓口が整備されるなど、県と市町の消費者行政は大きく前進しました。

他方、市町において相談体制が充実してきたことから、県には、市町のみでは対応困難な事案への支援がより一層求められるようになりました。

また、消費者教育・啓発については、市町によって取組状況に差があり、県による支援が必要となっています。

どこに住んでいても質の高い相談・救済、消費者教育を受けることができるよう、県と市町の連携体制を強化し、消費者施策を一体的・効果的に推進します。



(1) 地域での消費者行政推進体制の確保

本県では、東部・中部・西部の3つの県民生活センターを設置し、消費者行政を推進しています。県民生活センターは、市町と連携しながら、消費者教育、消費者相談、事業者指導等の施策を一体的かつ効果的に推進します。

今後は、県民生活センターごとに「地域消費者行政推進連携協議会(仮称)」を設置します。県と市町の連携を強化し、多様な主体に参加いただきながら、地域の消費者教育の推進や消費者被害の防止と救済を図るための取組について、情報交換や意見交換を行い、地域の課題解決に取り組みます。

(2) 消費者教育・啓発における連携の強化

① 市町との連携

ア 学校・地域等における消費者教育の推進

本県では、県民生活センターの職員が、消費者教育コーディネーター⁵⁸として、市町の実情に応じた対応を行っています。市町が所管する公立小中学校や、地域での消費者教育については、市町と連携して実施し、状況に応じて、県が出前講座を実施するなど、市町を支援します。消費者教育の教材や啓発資材の提供についてもきめ細やかに対応します。

シニア⁵⁹向けの消費者教育については、自治会や老人クラブ（シニアクラブ）などの地域の集会や、公民館や図書館などの社会教育施設での既存の講座などを、教育の場として活用できる可能性があります。講座を主催したり、講師を派遣したりすることが困難な市町にあっては、こうした機会を捉え、県の出前講座の広報を実施し、新たな教育の場を開拓することが効果的であると考えられます。

イ 消費者教育の担い手となる人材の養成

成年年齢引下げを契機に、学習指導要領において消費者教育の内容が充実されたことを踏まえ、教員が授業の中で消費者教育に取り組むことがより一層重要となっています。

主に家庭科の教員を対象とし、県総合教育センターにおいて、契約の基礎知識など、成年年齢引下げ等に対応する消費者教育を行うための具体的な指導方法や指導のポイント等についての研修を実施します。

また、消費者教育講師人材バンク登録者や消費生活相談員、行政職員等、消費者教育出前講座の講師となる人材の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施します。

⁵⁸消費者教育推進基本方針に、「消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整する役割を担う者」と定義されている。

⁵⁹この計画におけるシニアとは、要介護（支援）認定を受けている、認知機能が著しく低下しているなど、消費者教育を受けることが困難である高齢者以外の高齢者をいう。

本県では、2017年に養成した消費者教育講師を人材バンクに登録し、学校や地域の消費者教育出前講座に派遣しています。

今後、県は、市町と連携して新たな消費者教育の場を開拓し、出前講座を実施していきます。消費者教育の担い手を確保するため、弁護士・司法書士等の法律の専門家など、新たに消費者教育講師となる人材の掘り起こしを行い、人材バンクへの登録を促進します。

② 消費者・事業者等、多様な主体との連携

ア 持続可能なくらしの実現に向けた連携

持続可能なくらしを実現するためには、消費者一人ひとりが、人や社会、環境に配慮したエシカルな消費行動や、環境にやさしいライフスタイルを選択し、実践していくことが重要です。そのためには、事業者が、エシカルな商品・サービスを生産する、あるいは取り扱うなど、環境保全や社会貢献に向け、自主的な取組を行う必要があります。

消費者と事業者が、契約・取引により相対する従来の関係にとどまることなく、持続可能な生産・消費により、SDGsという共通のゴールを目指すパートナーとしての関係を構築することができるよう、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。

イ 学校・地域等における消費者教育の推進

消費者教育を効果的に推進するため、ふじのくに消費者教育推進県域協議会において情報交換や意見交換を行い、弁護士・司法書士等の専門家、消費者団体、事業者団体、労働団体、福祉団体、金融広報委員会、NPO等、多様な主体との連携を図ります。

弁護士・司法書士等の法律の専門家等と連携するなど、多様な人材を講師として出前講座を実施します。

消費者団体と連携し、SDGsの達成に向けたエシカル消費の普及、消費者被害防止をテーマとする地域での出前講座を実施します。

生活協同組合では、環境保全活動や社会貢献活動を行うほか、人や社会、環境に配慮する商品・サービスの取扱いが進んでいます。生活協同組合と連携しながら、SDGsの達成に向け、エシカル消費や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発に取り組みます。

事業者団体、労働団体と連携し、社会人に対して、団体が実施する研修などの機会に出前講座を実施します。

金融広報委員会と連携し、若者や高齢者等を対象に、金融教育と併せて、消費者教育を行います。

(3) 消費者相談・支援における連携の強化

① 市町との連携

ア 市町の相談員の確保と資質向上

市町相談窓口においては、相談員の確保が困難であることや、相談員の高齢化が課題となっています。

県では、消費生活相談員資格取得支援講座を開催し、資格未取得の相談員の支援と新たな相談員の養成を行います。また、資格保有者の情報を消費生活相談員人材バンクに登録し、相談員の採用を希望する市町への情報提供を行います。

相談員が様々な事案に臨機応変に対応できるよう、弁護士・司法書士などの専門家等による研修や、事例検討会を実施します。また、一人で相談対応を行っている市町の相談員が参加しやすい環境を整えるため、オンライン・オンデマンド研修を活用して実施します。

イ 指定消費生活相談員の設置

県の相談員が市町を随時訪問するなど、市町の相談員と情報交換を行うほか、市町において、広域的見地を必要とする事案や対応困難な事案が発生した際には、県の相談員が支援します。

今後、県民生活センターの相談員には、市町相談窓口支援に関する役割がより一層求められるため、専門的知識や、事業者との交渉力がこれまで以上に必要となります。県民生活センターに、市町への支援を職務とする指定消費生活相談員を設置することを検討し、併せて、その職務と能力にみあう適切な勤務条件となるよう改善に取り組んでいきます。

ウ 関係相談窓口との連携

認知機能の低下が見られる高齢者や、障害のある人の消費者被害については、家族や介護事業者など周囲の「見守り者」が早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につなぐことが大切です。

地域において、高齢者や障がいのある人を対象とする相談窓口が、消費者被害に関する相談を受け付けた場合には、速やかに消費生活相談窓口につなぐことができるよう、連携を図ります。

市町と連携しながら、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護事業者など、高齢者や障害のある人の見守り者に対し、見守りのポイントやトラブル事例などについて情報提供を行います。

② 消費者・事業者等、多様な主体との連携

ア 消費者安全確保地域協議会の設置

認知機能の低下が見られる高齢者や、障害のある人については、地域において、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置し、福祉分

野の見守り者だけでなく、消費者団体、事業者団体、警察等、多様な主体が連携して、孤独・孤立に陥りがちな高齢者に対し、よりきめ細やかに、継続して見守り活動に取り組む必要があります。

協議会の設置主体は市町となることから、県は、福祉等の関係部局への働きかけや情報提供などを通じて支援し、既存の地域ネットワークの活用も含めた協議会の設置を支援します。

(4) 事業者指導における連携の強化

① 市町との連携

消費者被害の拡大を防止するためには、相談対応や被害の救済を行うだけでなく、事業者に対して業務改善を求める必要があります。

市町には、不当取引や不当表示に関し、特定商取引法や景品表示法による処分を行う権限がありません。県は、市町と緊密に連携し、法令違反が疑われる情報を迅速に共有することにより、事業者に対して早期・確実に行政処分や指導を行います。

また、法令への理解促進のため、市町に対し、特定商取引法に関する研修を実施します。

② 消費者・事業者との連携

不当表示を探知するため、不審情報の通報窓口（不当表示 110 番・通報 POST24）を設置し、消費者から情報収集を行います。また、消費者団体と連携し、不当表示を監視します。

また、事業者団体と連携し、特定の業界に多い消費生活相談に関する情報提供を行うほか、景品表示法等の法令への理解を促進するための研修及び動画の配信を行います。

◇ 県と市町の役割分担 ◇

	県（県民生活センター）	市町
基本的事項 ^{⑥0}	<ul style="list-style-type: none"> ○市町相互間の連絡調整 ○市町に対する必要な助言、協力、情報の提供 ○広域的見地を必要とする相談対応、あっせん、情報収集・提供 ○消費者事故等の発生に関する市町との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町内の相談対応、あっせん、情報収集・提供 ○消費者事故等の発生に関する県との情報交換
相談体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○県内において専任の相談員による相談を受けられる体制を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活センター（東部・中部・西部）、賀茂広域消費生活センターの設置 ・新たな相談員の養成、相談員資格保有者を市町へ情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター又は消費生活相談窓口の設置 ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指定消費生活相談員の設置 ・複数市町で発生する広域的な事案を引継ぎ、一括してあっせん ・市町の対応困難事案への支援・助言 ・県・市町の相談員の資質向上のための研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な相談窓口として、一次的に相談を受付
消費者教育	<ul style="list-style-type: none"> ○県内において消費者教育を受けられる体制を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・主に高校生、大学生、専門学校生に対する消費者教育を実施 ・出前講座を実施し市町を支援 ・担い手の確保、資質向上のための研修の実施 ・消費者教育教材の作成、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に公立小中学校や高齢者等に対する地域での消費者教育を実施 ・市町のみで実施することが困難な場合、県の出前講座を活用し、広報に注力して新たな教育の場を開拓
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への迅速な注意喚起・情報提供 ・啓発資材の作成、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の広報媒体や回覧板を活用し、地域団体と連携するなど、よりきめ細やかな啓発
事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から情報収集し、早期・確実に法令（特定商取引法、景品表示法、県消費生活条例等）による処分・指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反の疑いのある事例は、県へ直ちに情報提供

^{⑥0}消費者安全法に基づき、都道府県と市町の事務を記載

第4章 推進体制と進捗管理

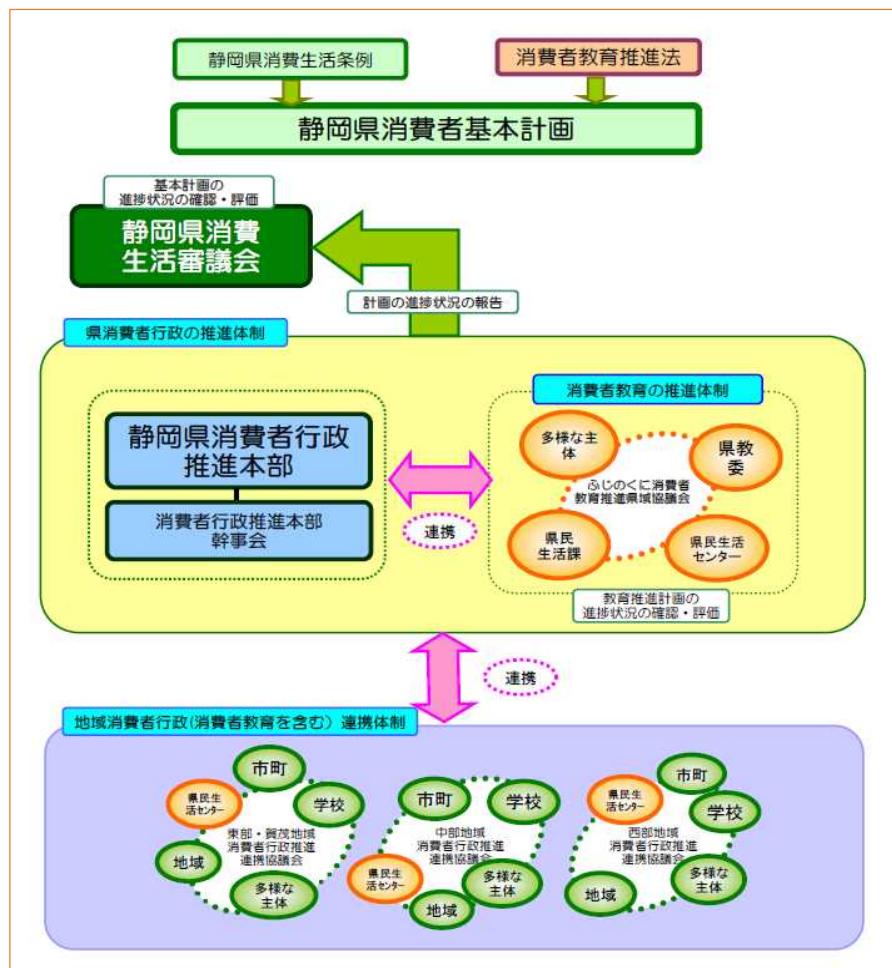
1 推進体制

消費者行政の関連施策を推進する関係部局で構成する静岡県消費者行政推進本部が、全庁的な総合調整を行い、計画を推進していきます。

消費者教育の推進に当たっては、ふじのくに消費者教育推進県域協議会において調整を行うとともに進捗状況を確認します。

市町と緊密な連携を図り、消費者施策を一体的・効果的に推進するため、地域消費者行政推進連携協議会を設置します。多様な主体に参加いただきながら、地域の消費者教育の推進や消費者被害の防止と救済を図るための取組について、情報交換や意見交換を行い、地域の課題解決に取り組みます。

施策を推進するにあたっては、国や他の都道府県、市町などの行政機関だけでなく、弁護士・司法書士などの専門家、消費者団体、事業者団体、労働団体、福祉団体、金融広報委員会、N P O等、多様な主体との連携を図ります。



2 進捗管理

施策・取組の全体の成果を示す成果指標を1本と、施策・取組の進捗状況を示す活動指標を柱ごとに2本を設定し、数値目標を定めました。

計画を着実に推進するため、毎年、数値目標の実績値を明らかにし、指標の推移を確認したうえで、進捗状況と成果を評価します。

また、社会経済情勢の変化にも対応しながら、P D C Aサイクルによる継続的な改善を図ります。

具体的には、消費者教育にかかる施策の進捗状況について、ふじのくに消費者教育推進県域協議会で確認いただいた後、消費者教育を含むすべての施策の進捗状況を静岡県消費生活審議会に報告し、評価をいただきます。

進捗状況の評価の方法は静岡県の新ビジョン(総合計画)と同様とし、施策の評価については、ホームページで公表します。

○成果指標

指標	指標の説明	基準値	2025 目標値
消費生活相談における被害額 (PI0-NET データから県民生活課算出)	県と市町の窓口で受け付けた消費生活相談において、消費者が事業者に支払ったと言った金額の平均額	(2020) 329 千円/人	280 千円/人 以下

○活動指標

柱	指標	指標の説明	基準値	2025 目標値
1	消費者教育出前講座実施回数 (県民生活課調査)	学校、企業、団体等の要請により県派遣講師が消費生活に必要な知識を教える消費者教育出前講座の実施回数	(2020) 137 回	240 回
	消費者教育講師のフォローアップ研修受講者数(維持目標)(県民生活課調査)	消費者教育講師の資質向上を図るために県が実施するフォローアップ研修の受講者数	(2020) 139 人	毎年度 150 人
2	消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数(維持目標)(県民生活課調査)	県・市町の消費生活相談員の資質向上を図るために県が実施する消費生活相談員スキルアップ研修の受講者数	(2020) 219 人	毎年度 300 人
	県及び市町の消費生活相談員が実施したあっせん解決率(維持目標) (PI0-NET データから県民生活課算出)	県・市町の消費生活相談員が実施したあっせん件数のうち、解決した割合	(2020) 93. 5%	毎年度 94%
3	H A C C P 実施状況監視率(維持目標) (衛生課調査)	食品衛生監視指導計画に基づき監視を行う施設に対して、保健所等が「HACCPに沿った衛生管理」の実施状況の確認を行った件数の割合	(2020) —	毎年度 100%
	景品表示法適正化調査件数(維持目標) (県民生活課調査)	商品・サービスの表示等が景品表示法上適正であるかを監視する景品表示法適正化調査により調査する店舗・事業所等の数	(2020) 204 件	毎年度 270 件
4	高齢者及び見守り者への消費者教育出前講座実施回数 (県民生活課調査)	消費者教育出前講座のうち、シニア向けの講座と介護事業者などの見守り者向けの講座の実施回数の合計	(2020) 18 回	60 回
	消費者安全確保地域協議会設置市町数 (県民生活課調査)	消費者安全確保地域協議会を設置した市町の数	(2020) 1 市	16 市町

參 考 資 料

1 静岡県の消費者行政の沿革

1969年3月の地方自治法の改正により、初めて「消費者の保護」が地方公共団体の固有事務として位置付けられて以来、49年、地方公共団体における消費者行政は着実に発展充実してきました。

静岡県では、1964年4月、当時の商工部商政課内に専管の係である消費者行政係が設置されて以来、数回の組織改正を経ながら、今日まで57年間にわたって消費者行政を充実させてきました。

1975年には、「静岡県消費者保護条例」を制定、1999年には「静岡県消費者保護条例」を全面改正し、「静岡県消費生活条例」（平成11年条例第35号）を制定し、消費者行政に取り組んできました。

時代の変化と共に、規制緩和、国際化、デジタル化の進展等により、新しい商品やサービスが登場し、消費生活を営むまでの利便性が向上しましたが、その反面、消費者トラブルの多様化・複雑化、食品等の安全性に対する不安の増大、消費生活が社会問題や地球環境に与える影響への懸念等、消費者を取り巻く経済・社会環境が大きく変化しました。

こうした経済・社会情勢の変化の中で、県民が安全で安心できる豊かなくらしを実現するためには、消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する必要があることから、県では2008年10月に「静岡県消費生活条例」の改正を行い、消費生活に関する基本的な計画を策定することとしました。

そして、静岡県消費生活審議会での審議やパブリックコメントの実施、消費者団体等の意見や提案の聴取等を経て、2010年4月に「静岡県消費者行政推進基本計画」を策定しました。

その後も、4年ごとに計画を策定し、毎年、進捗状況の評価を行いながら消費者施策を進めてきたところです。

年	内 容
1964年	商工部商政課に消費者行政係設置
1968年	企画調整部に県民生活室設置
1969年	県民生活室を県民生活課に改める。 静岡市に県消費生活センター設置
1972年	沼津市に東部消費生活センター設置
1973年	県民生活課を消費生活課に改める。 浜松市に西部消費生活センターを設置
1975年	静岡県消費者保護条例制定
1977年	静岡県消費者行政総合施策を策定
1980年	消費生活課を県民生活課に改める。
1982年	各消費生活センターを県民サービスセンターに改める。

1988 年	企画調整部内に県民局を設置し県民生活課を県民局消費生活課に改める。
1991 年	環境・文化部を設置し消費生活課を移管 県民サービスセンターを県民生活センターに改め、県下 9 か所に設置 静岡県消費者行政総合施策を改定
1992 年	県民生活センターを県行政センターに改める。
1995 年	環境・文化部消費生活課を生活・文化部県民生活課に改める。
1999 年	県民生活課を県民生活室に改める。 静岡県消費者保護条例を全面改正し、静岡県消費生活条例を制定
2005 年	静岡県消費生活条例を一部改正 県行政センターの廃止に伴い、県下 4 か所に県民生活センターを設置し、5 か所に県民相談室を設置
2007 年	生活・文化部県民生活室を県民部県民生活室に改める。
2008 年	静岡県消費生活条例を一部改正 消費者基本計画を策定することとする。
2009 年	熱海、富士、藤枝、中遠及び北遠の各県民相談室を廃止し、賀茂県民生活センターを東部県民生活センター賀茂県民相談室に再編
2010 年	県民部県民生活室をくらし・環境部県民生活課に改める。 「静岡県消費者行政推進基本計画」(2010 年度～2012 年度) を策定
2011 年	県と警察本部の間で「消費生活侵害事犯の被害拡大防止等に向けた連携に関する協定」を締結
2013 年	静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」と整合性をとるため、「静岡県消費者行政推進基本計画」の計画期間を 2013 年度まで 1 年延長
2014 年	「第 2 次静岡県消費者行政推進基本計画」(2014 年度～2017 年度) を策定 「静岡県消費者教育推進計画」(2014 年度～2017 年度) を策定
2015 年	食品表示法の施行 (JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 3 法を一元化) に伴い、旧 JAS 法及び米トレーサビリティ法に関する業務を県民生活課から健康福祉部衛生課及び保健所へ移管 (食品表示に関する業務の一元化)
2016 年	賀茂広域消費生活センター開設
2017 年	「第 3 次静岡県消費者行政推進基本計画」(2018 年度～2021 年度) を策定 「第 2 次静岡県消費者教育推進計画」(2018 年度～2021 年度) を策定

2 関係法令

○静岡県消費生活条例

平成11年3月19日
条例第35号

静岡県消費生活条例をここに公布する。

静岡県消費生活条例

静岡県消費者保護条例(昭和50年静岡県条例第47号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第8条の2)

第2章 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策等

 第1節 啓発活動の推進等(第9条—第12条)

 第2節 消費者の安全の確保(第13条—第16条)

 第3節 規格等の適正化等(第17条—第22条)

 第4節 不当な取引行為の禁止等(第23条—第28条)

 第5節 小規模事業者への配慮(第29条)

第3章 消費者からの苦情の処理に関する措置等(第30条—第33条)

第4章 生活関連物資に関する措置(第34条—第36条)

第5章 静岡県消費生活審議会(第37条)

第6章 雑則(第38条—第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進を基本とした消費生活の安定及び向上に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務、消費者の果たすべき役割等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(基本理念)

第2条 県民の消費生活の安定及び向上は、県民の消費生活における基本的需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県、事業者、消費者等の相互の信頼と協力の下に実現されなければなら

ない。

- (1) 消費者の安全が確保される権利
 - (2) 商品又は役務について、適正な表示等に基づいて選択をする権利
 - (3) 商品又は役務の取引について、不当な行為から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
 - (4) 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
 - (5) 消費生活を営む上で必要な情報が速やかに提供される権利
 - (6) 消費生活に関する意見が県民の消費生活の安定及び向上に関する施策及び事業者の活動に反映される権利
 - (7) 消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会が提供される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、前項各号に掲げる消費者の権利に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 県民の消費生活の安定及び向上は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- (一部改正〔平成17年条例39号〕)

(県の責務)

- 第3条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を実施する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、同項の施策を市町と協力して実施するとともに、市町が消費生活の安定及び向上に関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。
- (一部改正〔平成17年条例39号・19年42号〕)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、その供給する商品又は役務について、次に掲げる責務を有する。
- (1) 消費者の安全の確保並びに規格、表示、容器及び包装並びに取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、かつ、品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化を図ること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に関して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 取引に関して知り得た消費者の個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

- (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理し、及びその事業活動に消費者の意見を反映させるとともに、これらに必要な体制を整備すること。
- (6) 県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力すること。
- 2 事業者は、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- (全部改正〔平成17年条例39号〕)

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(全部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者の役割)

第6条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで、消費生活に関する必要な知識を修得し、及び情報を収集することにより、自主的かつ合理的に行動するとともに、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(追加〔平成17年条例39号〕)

(環境への配慮)

第8条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

- 2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用その他必要な措置を講じ、環境への負荷(静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減を図るよう努めなければならない。
- 3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮し、環境への負荷の低減を図るよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者基本計画)

第8条の2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策(以下この条において「消費者施策」という。)の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 消費者基本計画は、消費者施策の大綱その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、消費者基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県消費生活審議会に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(追加〔平成20年条例42号〕)

第2章 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策等

第1節 啓発活動の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第9条 知事は、消費者の自立を支援するため、商品及び役務、これらの取引行為並びに消費生活が環境に及ぼす影響に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

- 2 知事は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習することができるようにするため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実するものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者の組織活動の促進)

第10条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者等の意見の反映等)

第11条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者、消費者団体、静岡県消費生活審議会及び静岡県消費生活モニター(消費生活についての意見、要望、情報等を把握するため、知事が消費者のうちから委嘱した者をいう。)の意見を反映させるとともに、当該施策の策定及び実施の過程の透明性を確保するよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(試験、検査等の機能の整備等)

第12条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品又は役務の試験、検査等を行う機能を整備し、及び拡充するとともに、その実施した試験、検査等の結果についての情報を必要に応じて消費者に提供するものとする。

第2節 消費者の安全の確保

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(安全確保の措置)

第13条 事業者は、消費者の安全を確保するため、その供給する商品又は役務の生産、販売等に関して必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(安全に関する調査等)

第14条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該調査の結果についての情報を消費者に提供することができる。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(指導、勧告等)

第15条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他必要な措置を執るよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいて執った措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、第1項の規定による指導又は勧告に基づいて当該事業者が執った措置の内容及びその結果についての情報を消費者に提供することができる。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(緊急安全確保措置)

第16条 知事は、商品又は役務が消費者の安全を相当程度に害し、又は害するおそれがあると認める場合において、消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該

商品又は役務の名称、当該商品又は役務を供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を消費者に提供するものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

第3節 規格等の適正化等

(規格の適正化)

第17条 事業者及び事業者団体は、商品の品質の改善及び県民の消費生活の合理化に寄与するため、商品について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(表示の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、その選択等を誤ることがないようにするため、品質、価格、内容等を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品又は役務の使用又は利用により消費者の安全を害するおそれがある場合には、前項に定めるものほか、その具体的な内容、安全を確保するための使用又は利用の方法等を適正に表示するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(容器及び包装の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又は消費者の負担が著しく増大することのないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(規格等の適正化の指導)

第20条 知事は、前3条の規定による規格、表示並びに容器及び包装の適正化の推進を図るため、事業者に対し、必要な指導を行うよう努めるものとする。

(県の規格又は基準の設定)

第21条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品について規格を定め、及び事業者が供給する商品又は役務について表示等の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により規格又は基準を定めようとするときは、静岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により規格又は基準を定めたときは、これを告示するものとする。

4 前2項の規定は、第1項の規定により定めた規格又は基準の変更又は廃止について準用する。

(県の規格又は基準への適合義務)

第22条 事業者は、前条の規定により規格又は基準が定められているときは、当該規格又は基準に適合する商品又は役務を供給しなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該規格又は基準に適合する商品又は役務を供給するよう指導し、又は勧告することができる。

第4節 不当な取引行為の禁止等

(取引行為の適正化)

第23条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引行為を適正に行うよう努めなければならない。

(取引行為の適正化の指導)

第24条 知事は、前条の規定による取引行為の適正化の推進を図るため、事業者に対し、必要な指導を行うよう努めるものとする。

(不当な取引行為の指定)

第25条 知事は、消費者が受けることのある被害の防止を図るため特に必要があると認めるときは、事業者が行う消費者に不当に不利益を与えるおそれのある取引行為を不当な取引行為として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により不当な取引行為を指定しようとするときは、静岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。
3 知事は、第1項の規定により不当な取引行為を指定したときは、これを告示するものとする。
4 前2項の規定は、第1項の規定による不当な取引行為の指定の解除について準用する。

(不当な取引行為の禁止)

第26条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引において、前条第1項の規定により指定された不当な取引行為(以下「不当取引行為」という。)を行ってはならない。

2 知事は、不当取引行為が行われているとき又は行われている疑いがあるときは、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該調査の結果についての情報を消費者に提供することができる。
3 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該不当取引行為に係る事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を

求めることができる。

(指導、勧告等)

第27条 知事は、事業者が不当取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当取引行為の改善を指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるとときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいて執った措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、不当取引行為による消費者の被害の防止を図るため必要があると認めるとときは、第1項の規定による指導又は勧告に基づいて当該事業者が執った措置の内容及びその結果についての情報を消費者に提供することができる。

(重大な被害についての情報提供)

第28条 知事は、不当取引行為による被害の重大性等を考慮し、当該被害の防止を図るため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当取引行為に係る事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続を執るものとする。

第5節 小規模事業者への配慮

第29条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の実施に当たり特に必要があると認めるときは、小規模事業者に対し、技術的な援助及び資金の融資を行うことができる。

第3章 消費者からの苦情の処理に関する措置等

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(苦情の処理)

第30条 知事は、消費者から苦情(事業者が供給する商品又は役務に関して消費者と事業者との間に生じた苦情をいう。以下同じ。)の処理の申出があったときは、当該苦情の内容を調査し、市町との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等の措置を行うものとする。

2 知事は、前項の措置を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者からの苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理され

るようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号・19年42号〕)

(静岡県消費生活審議会のあっせん及び調停)

第31条 知事は、前条第1項の規定による処理の申出のあった苦情であって、その解決が著しく困難であると認めるものについては、静岡県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 静岡県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(消費者訴訟費用の貸付け)

第32条 知事は、消費者が事業者に対して提起する訴訟であって、次の各号に該当し、かつ、静岡県消費生活審議会が適当と認めたものに要する費用を、当該訴訟を提起した者に対し、貸し付けることができる。

- (1) 前条第1項の規定による静岡県消費生活審議会の調停によっては解決されない苦情に係るもの
- (2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品又は役務に係るもの
- (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額を超えないもの
- (4) その他規則で定める要件に該当するもの

(貸付金の返還)

第33条 前条の規定による貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第4章 生活関連物資に関する措置

(価格動向等の調査)

第34条 知事は、県民生活の安定を図るため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資(以下「生活物資」という。)について、価格の動向、需給の状況等を調査するものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(生活物資の供給の協力要請)

第35条 知事は、生活物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活物資に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

(特定生活物資)

第36条 知事は、生活物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該生活物資を特定生活物資として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めたときは、同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により生活物資を特定生活物資として指定し、又は解除したときは、これを告示するものとする。
- 4 知事は、事業者が第1項の規定により特定生活物資として指定された生活物資(以下「特定生活物資」という。)を買占め又は売惜しみにより多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該特定生活物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、又は勧告することができる。

第5章 静岡県消費生活審議会

第37条 県に、静岡県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(知事に対する申出)

第38条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動が行われることにより、又はこの条例に規定する措置が執られないことにより、第2条第1項に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適当な措置を執るものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(立入調査等)

- 第39条 知事は、第14条第1項、第15条第1項、第22条第2項、第26条第2項、第27条第1項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、商品又は役務に係る事業者に対し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、第36条第4項の規定の施行に必要な限度において、特定生活物資に係る事業者に対し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 知事は、前項の規定により立入調査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、当該特定生活物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

- 第40条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨及び当該勧告等の内容を公表することができる。
- (1) 第15条第1項、第22条第2項、第27条第1項又は第36条第4項の規定による勧告に従わなかったとき。
- (2) 第14条第2項、第26条第3項、第30条第2項又は第31条第2項の規定による求めに正当な理由がなく従わなかったとき。
- (3) 前条第1項又は第2項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による調査を、正当な理由がなく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 第28条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(関係行政機関への協力要請等)

- 第41条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の行政機関の長に対して、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求めるとともに、協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に静岡県消費者保護条例(昭和50年静岡県条例第47号)の規定によりなされた勧告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

○静岡県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例

平成27年12月25日

条例第52号

静岡県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例をここに公布する。

静岡県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費生活センターの組織及び運営に関する事項等)

第2条 法第10条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。
 - ア 消費生活センターの名称及び住所
 - イ 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間
- (2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- (3) 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くこと。
- (4) 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (6) 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

附 則

この条例は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

○消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十一号)

第百八十回通常国会

野田内閣

消費者教育の推進に関する法律をここに公布する。

消費者教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本方針等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策(第十一条—第十八条)

第四章 消費者教育推進会議等(第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に

結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- 3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。
- 4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策(消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。)との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。)、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、經

済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二六法七一・一部改正)

(消費者団体の努力)

第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下この章及び第四章において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつ

たときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教

育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。)において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター(以下この章において「国民生活センター」という。)は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようするため、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講

習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(平二六法七一・一部改正)

(調査研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 基本方針に関し、第九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関する意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二四年政令第二九〇号で平成二四年一二月一三日から施行)

(検討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置

を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第七一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二七年政令第三五八号で平成二八年四月一日から施行)

静岡県版イメージマップ

重点領域	各期の特徴	幼児期			小学生期			中学生期			高校生期			特に若者			成人期			特に高齢者		
		生涯を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期	行動の範囲が広がり、社会や環境への興味を理解し、消費行動の形成が望まれる時期	主的な気付きの体験を通して、物事の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断ができる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理と計画の理解が望まれる時期	
消費者市民社会の構築	消費がもつべき理解影響力	おつかいや買いたい物に 관심を持つ	自分の生活と身近な環境との使い方などをどう	身近な消費者問題に目を向けよう	本物にふれ、モノの価値を理解しよう	くらしの中の危険やもの的安全な使い方に気付こう	困ったことがあつたら身近な人に伝しよう	約束やきまりを守ろう	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	普段から、あわてないで行動しよう	身の回りのさまざまな情報に気付こう	自分や家族を大切にしよう	身の回りの情報をから「なぜ」どうしてを考えよう	情報の収集・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費者行動に適切な消費行動をとれる力	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	
商品等の安全	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者行動がもつくりに与える影響を考えよう	危険を回避し、ものを安全に使う手段を知り、使おう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	商品を適切に選択するどんぐり、契約どそのルールの活用について理解しよう	約束やきまりを守り、商品を適切に選択するどんぐり、契約どそのルールの活用について理解しよう	生涯を通じた生活設計、生涯を具現化するための計画的なくらしを、目指して生活設計、管理を実践しよう	非常時に落ち着いて消費行動を考えてみよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう			
生活の管理と契約	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	消費行動がもつくりに与える影響を考えよう	危険を回避し、ものを安全に使う手段を知り、使おう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	商品を適切に選択するどんぐり、契約どそのルールの活用について理解しよう	約束やきまりを守り、商品を適切に選択するどんぐり、契約どそのルールの活用について理解しよう	生涯を通じた生活設計、生涯を具現化するための計画的なくらしを、目指して生活設計、管理を実践しよう	非常時に落ち着いて消費行動を考えてみよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう			

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

(注)本県では、単にヒトと違う場合、県統合計画におけるヒト、モノ、大地の資源など生産要素又は経営資源といった成り立たせたため、カタナで表記している。一方、「ものづくり」という際の「もの」は生産活動により付加価値を持った成り立たせたため、カタナで表記している。

静岡県消費者基本計画の施策とSDGsの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
- ⑨ レジリエント（強靭）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- ⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的、安全、レジリエント（強靭）で持続可能な都市と人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



静岡県消費者基本計画に掲げる施策の推進が、SDGsの17の目標の達成につながります。

大柱	中柱	小柱	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困	飢餓	健康・福祉	教育	ジエンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	パートナーシップ
1	自ら学び自立し行動する消費者の育成																		
	(1) 持続可能な暮らしの実現に向けた県民意識の醸成																		
	① 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発	●	●	●	●					●		●		●		●	●	●	
	② 環境に配慮したライフスタイルの普及啓発							●	●				●	●	●	●		●	
	(2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進																		
	① 学校等における消費者教育			●	●						●		●				●	●	
	② 地域等における消費者教育			●	●						●		●			●	●		
	③ 消費生活に関連するその他の教育との連携				●													●	
	④ 消費者団体・事業者団体等多様な主体との連携				●													●	
	(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成																		
	① 消費者教育の担い手の資質向上			●	●						●		●				●	●	
	② 新たな担い手の確保			●	●						●		●			●	●		
2	消費者被害の防止と救済																		
	(1) 消費者相談への対応と情報提供																		
	① 相談員の確保と資質向上			●							●						●	●	
	② 高度化・複雑化する相談への対応	●		●							●					●	●		
	③ 消費生活相談のデジタル化										●							●	
	④ 被害拡大防止のための情報提供	●		●							●		●				●	●	
	(2) 消費者の特性に配慮した支援																		
	① 高齢者の見守り			●							●						●	●	
	② 障害のある人の見守り				●						●						●	●	
	③ 外国人に対する相談体制の整備と情報提供				●						●						●	●	
	④ デジタル化への対応				●						●						●	●	
	⑤ 多重債務者等への対応	●		●							●						●	●	
	(3) 苦情処理と紛争解決																		
	① 消費生活センター等でのあっせん	●		●							●						●	●	
	② 消費者団体訴訟制度、その他の紛争解決手段	●		●							●						●	●	
3	商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化																		
	(1) 食の安全、製品等の安全の確保																		
	① 生産から消費までの食の安全の確保			●									●					●	
	② 製品・サービス等の安全の確保				●								●					●	
	③ 適正な事業活動促進のための指導			●							●		●				●	●	
	(2) 適正な取引の確保												●					●	
	① 不当取引事業者に対する処分・指導										●						●	●	
	② 事業者への啓発、注意喚起										●						●	●	
	③ 適正な計量										●						●	●	
	(3) 適正な表示の確保												●					●	
	① 不当表示事業者に対する処分・指導											●					●	●	
	② 表示適正化調査の実施											●					●		
	③ 事業者への啓発、注意喚起											●					●		

2022 年 月

静岡県くらし・環境部 県民生活課 消費者支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2175

FAX番号 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp